

第四十八回 参議院 地方行政委員会 會議録第十七号

昭和四十年三月二十五日(木曜日)

午前十時二十五分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

齋藤 昇君

三月二十五日

辞任

沢田 一精君

補欠選任

前田 久吉君

補欠選任

日高 広為君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

天坊 裕彦君

石谷 憲男君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

大野 秀次郎君

中野 文門君

日高 広為君

前田 久吉君

加瀬 完君

鈴木 壽君

松本 賢一君

二宮 文造君

政府委員

自治大臣官房参事官

自治省財政局長

自治省税務局長

事務局側

常任委員会専門員

宮澤 弘君

柴田 護君

細郷 道一君

鈴木 武君

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(昭和四十年年度地方財政計画に関する件)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。三月二十三日付、齋藤昇君が辞任され、前田久吉君が選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 地方税法の一部を改正する法律案、昭和四十年年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。○加瀬完君 今日地方財政上、税制度の関係で一番の問題になっております点はどういうことでございましょうか。

○政府委員(細郷道一君) いろいろ問題あるかと思ひますが、最近特に一般にやかましくいわれておりますことは、いわゆる地方税をはじめとする地方自主財源の増強という点にあるかと思ひます。御承知のように地方財政中に占めております地方税収入の構成比率が低いことから、自主的な自治体としての運営に十分でないというような意見は、従来からあったわけでございますが、最近の自治体の行政需要の傾向からいたしまして、特に意見が強く出ておるように見受けられております。

○加瀬完君 結局行政水準の向上といひますか引上げといひますが、財政計画上でも地方行政上でも、非常にこのごろは強いられておられますので、行政水準の向上に伴う財源、こういう関係になりますと、いまおっしゃったように、自主財源というものが非常に低い。そこで行政水準に見合

う自主財源というものをどうしてつくり出すかという問題だろと思ひますけれども、行政水準の向上に伴う財源の不完全性ということ、単に自主財源にとどまりませんで、事務再配分の問題とか国庫支出金の負担区分の問題とか、いろいろあると思うわけでございしますが、今度の改正は、おっしゃる通りに自主財源を強化するという意図で一応改正が行なわれたと考えてよろしいですか。

○政府委員(細郷道一君) 税制でございしますので、自主財源の増強の反面、住民負担の軽減といふことも考えていかなければならないわけでございまして、地方税制につきましましては、三十九年度から四十年年度にかけては住民税負担の軽減を実施をしており、こういう環境のもとにおきまして、かつ明年度の地方財政の状況等を勘案いたしまして、今回の税制改正を行なつたわけでございします。

○加瀬完君 来年度になりますと、住民税の改正の目的がはつきりと出てまいりまして、自主的な財源というものは市町村になりますと減つてくるわけでございしますね。で、本年度から問題になっております固定資産税の評価がえという問題もございまして、評価がえといふことをそのままやれば、来年度あたりからは固定資産税の大幅な増強といふことも考えられてくるわけでございします。これもいまおっしゃる通りに、住民負担を急に減らさないと、どうかという問題になりますと、固定資産税を急に上げるといふわけにはい

かなくなる。住民税は下げる、固定資産税はあま

が、今度のその改正案の中には、明々年度以降動いてまいります地方財政計画上の歳入の動きというものを対しては、バランスをとるような配慮は行なわれていると考えてよろしいですか、この改正案は。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど申し上げました現在の問題は、問題といたしましては御承知のように非常に大きな問題でございします。したがいまして、その問題の解決にはなかなか短日月の間にその処理はむずかしいと思はれるのでございします。そういう意味合いにおきましては、やはり年々その状況を見ながらの改正をせざるを得ないと思ひます。ただ、基本的と申しますか、長期的な見通しはどういうふうに持つていくべきかといふことが基礎になると思ひますが、それにつきましましては、先ほど申し上げましたような、地方の自主財源の増強というような基本的な線に沿つてこれをやつてまいりたい、かように考えておるわけであります。

○加瀬完君 現在の地方税法をどのようにいじつてみたところで、自主財源の強化ということにはちよつとならないじやないですか。どちらでもいい、財政局長でもけっこうです。

○政府委員(細郷道一君) まあいじり方、いろいろあると思ひます。技術的に地方税法をいじる観点からこれを見ていくのか、実質的な現行体系のもとでこれを見ていくのか、いろいろ見方があろうと思ひますが、やはり根本的なことになつてまいりますと、国民の納めざる税を国と地方にどう配分をしていくかという問題に触れざるを得ないかと思ひますので、昨年の政府の税制調査会等におきまして、そういった考えのもとで答申が行なわれておるのでございします。

○加瀬完君 この提案理由の説明の中にも「公共施設の充実、社会保障の拡充等のための負担の増

加、あるいは「地方公務員の給与改定に伴う給与費の増加」等が提示されておるわけでございますが、特に、社会保障の拡充のための負担増に伴う対策というものが、あるいは給与改定はもう年中行事のようになっておるわけでございますが、給与が引き上げられた場合、その裏打ちをする財源、こういう問題に対する処置というものは、地方税をいじったところで出てまいらないと思うわけでございますが、局長のおっしゃるこれらの社会保障の拡充に伴う経費あるいは給与改定の経費というものは、含めて自主財源を強化するということになりまますと、これは地方税法だけの問題では解決がつかないのじゃないか。ですから、地方税の改正を何回も出しても、それはその手続上の部分的な不合理を是正することにはなりますが、今度もそういう意味においては、われわれは認めるにやぶさかではございませんが、根本的な地方財源の強化とか、自主財源の強化とかいうことにはほど遠い、こういうふうに考えられるわけでございますが、財政局長、この点はいかがですか。地方税法だけいじって、いま税務局長のおっしゃる自主財源の強化ということがはたして可能でございまいしょうか。

○政府委員(柴田護君) お話のように、地方財政の強化、しかも自主性の強化と申しますか、そういうような立場から地方税源を強化するという方向は、私も一貫してとってまいったわけであります。今回の税法改正の中にも、さような意図が含まれておるわけでございますが、しかし、お話のように、それだけで事が片づくわけでもございませぬ。結局は国と地方との間の財源の配分、仕事の配分というものを通じまして、財源をどのような形で分かち合うかという問題になるわけであります。当然国庫補助金、補助負担金のあり方の問題でございませぬか、あるいはまた、地方交付税のあり方の問題でございませぬか、さような問題はいろいろ付随してまいるのでございます。そういう前提はございませぬけれども、しかし、地方税源の充実強化という点からは、国と地方との

税源の再配分あるいは新たな税源を求めるといったような方向で考える余地が全然ないとは申しかねるものでありまして、全体の問題を方向づけながら、その中で、やはりおりに触れ、時に触れ、税源の強化という方向で努力してまいらなければならぬというように思うわけでございます。もともと、税源そのものの存在の問題があるわけでございませぬので、どのような形で国と地方の税源を分かち合うかという問題になってまいりますと、いわゆる偏在といったような問題もからんできて、むずかしい問題もございませぬが、それはそれといたしまして、方向といたしましては、やはり地方税を強化するという方向に向かって努力すべきであるというように考えておる次第でございませぬ。

○加瀬完君 地方税源を強化するということは、けつこうでしようがね。しかし、いま御指摘の国と地方の配分というものを考えないで、地方税源だけを強化しようということになれば、これはどうしても住民に対する過重負担の問題が起ってくる、あるいは国の税に対して地方の税のアンバランスという問題が起ってくる。現実においても、あとでお伺いをいたしますけれども、国税の負担率と地方税の負担率というものが、私は非常に違っていると思う。そこへさらに財源だけを強化しようという方向をとれば、これはどうしても地方税の負担というものが、国税に比べて住民の各個々にとりましては、あるいは法人にとりましては、ますます重くなるという問題が出てくる。そこで、先ほども説明のございました国税、地方税の配分といひますか、あるいは国税の地方税に対する移管の問題でございませぬ。こういう点で具体的に何かお話し合いがございませぬか、あるいはまた構想がございませぬか。

○政府委員(細郷道一君) 先般、政府の税制調査会におきましては、やはり地方自主財源を増強すべきであるという方向が各委員から確認されたわけでありませぬが、しからばどういう方法があるかという点になってまいりますと、なかなか具体

の方法が立てにくいという実情にあったのでございませぬ。しかしながら、税制調査会の地方税制部会におきまして、抽象論だけでもいけないので、やはり具体にものを考えていくのには、何か試案が要るじゃないかというようなことから、その各委員の方々の御検討をいただく資料といたしまして、国税から地方税へ二千八百億移譲してはどうだろうかという一つの具体的な案を提示いたしましたのであります。しかしながら、これはあくまでも税制調査会の審議の資料として提示されたものでございませぬので、政府の構想ということではございませぬ。ただ、この案が出されました際に、国から地方へ二千八百億を移譲しようとするれば、国においてはその分だけの歳出をどうか削ぐていかなければならぬ。国民の租税負担をいまい以上にふやすということであれば別であるけれども、少なくとも税制調査会の基本の態度としては、現行税体系における国民の租税負担程度をもつていくべきではなからうかと。しかも、毎年出てくる自然増収のうち二割程度を、減税によって納税者に還元するという方向で是認しておる立場にございませぬので、国から地方へ移譲するためには、国の歳出面での何らかの節減と申しますか、削減が行なわれなければならぬ。それにはどういふ問題があるかという点、議論が出ましたのは補助金の問題でございませぬ。昨年度の計画で申しますれば、補助金が国から地方へ八千六百億ほど出ておるわけでございませぬので、これを整理もしないといひまじり上げましたような移譲案はなかなかむずかしいのじゃないか。そこで、税制調査会としましては、どの補助金をどう整理するという点になると、税制調査会の土俵の問題になってきて、そういう考え方も是認されるが、個々具体の補助金をどう整理するかということになると、これは税制調査会のいわば守備範囲を出るのではなからうか。また、これに関連いたしまして、国と地方の間におきまして行政事務の配分という問題もあるわけであるけれども、それに付きましても同様ではなからうかといったところで、い

ば税制調査会としての土俵にぶつかっておるというふうな状況であったわけでありまして、その意味合いにおきましての結論は確かに出ておりませぬけれども、そういった具体の問題について今後検討を進めるべきであるというような答申が出ておるわけでございませぬ。

○加瀬完君 これは鈴木委員の質問に対して、財政局長が予算委員会でお答えになったと思うのですが、一体大蔵当局あるいは閣議の全体の空気が、八百六十三億でございませぬか、こういった過重負担というものはつきりと認めになっていくのですか、認識があるのでもございませぬか。たとえば局長の御説明の補助金を整理する云々という問題がございませぬけれども、補助金あるいは負担金そのものが、法律、政令で定められたところの数字といひますか、責任を全うしておられないわけですね。それが八百六十三億という数字になってあらわれてきた。八百六十三億というのは地方の負担しなくてはならないものなんですね。そういう多額の過重負担が地方にある、こういう認識があるかどうかということ、もう一つ、地方の財源がどんなに枯渇しているかということ、ずいぶん大蔵の反対がありませぬが、相変わらずギャンブルを公営企業として収入の一つに充てなければ財政上のやりくりがつかないという状態ですね。もう戦後二十年たちまして、戦災復興という名目で許されたギャンブルが、地方の何か一つの有力な財源化して、固定しそようになっておるわけですね。ああいうことまでしてあさつても財源がない。手数料のようなものも今度には相当伸び率が高いですね。これだけ地方財源というものは、地方収入というものは枯れ切つておるのだという認識が一体大蔵省なり閣議の全体の空気にあるのですかね。私がこういう質問をするのは、予算委員会等を通して自治大臣の御答弁を伺ひまして、どうもそういう自治省としての当然主張しなければならぬ意思というものが固まっておられないように感じられるのです。これは財政局長いかがですか、この点は。

○政府委員(柴田護君) 超過負担の問題その他につきましても、国の地方財政に対する認識と申しますか、それは私どもの感じでは、まあ地方財政に金が余つておるといふように感じている人はたれ

もないだらう、非常に地方財政も苦しいといふことはよくわかつておられると思います。また、超過負担があるといふこと自身についても、これも私どもの感じでは、そういう認識は十分あると思ふのでございます。ただ、それを直すか直さぬかという問題になつてまいりますと、予算の折衝等を通じて、なかなかうまくいかない。それは認識がないからだと思ふけれども、まあ認識があつても、ものごとがうまくいかぬといふこともあるわけでございます、わが身につきまされない場合が多い。つまり、そういう無理な補助負担金の配分をいたしまして、地方で無理算段をしな

ら何と吸収してくれておるのじゃないか、こういう一つの事実といふことが、この補助負担金の合理化といふものを妨げてきた。それがまた国庫補助負担金を交付いたします場合の補助条件といふものを通じて、補助負担行政といふものをやめてきた原因じゃないかと思ふのでござい

ます。言うなれば、国にその原因はございすけれども、受けるほうの地方側におきましても問題がないことではない。両方ともその氣になつて直すといふことにならなければ、なかなか直らないと思ふのであります。その間にありまして、私どもが少なくともその実情を指摘して、直すべきものは正すべしといふことで、ずっとやってきたわけ

でございますけれども、そういうような事情がいろいろ折り重なりまして、今日までなかなか実効をあげていない。多少とも直つておりますけれども、直り方が非常に進度がよい。したがつて、私どもも従来のような行き方で助成を求めてまいることにについては、やはり反省を要するといふように深く感じておるわけでございます。地方に金が余つておるとはだれも考へていないと思ひますが、ただ、具体的にこういふ不合理を直してい

くにつかまして、なかなかいままで申し上げましたような事情が相錯したしまして、はかばかしい進展が見られないといふのが実情でござい

ます。したがつて、そこには加瀬委員のお話のよう

にさらに、細部を分析する必要があります。なお、その内訳でございすけれども、そのうち百九十三億円というのは、たとえば統計職員に対する委託費でございすとか、あるいは国民健康保険の事務費でございすとか、国民年金の運営費でございすとかといふものでございす。したがつて、これは筋から申し上げますならば、要するに国が出すべきもの、百九十三億そのものがいいか悪いかといふことになりまして、統計職員の例をかりにとりまして、あるいは国民健康保険の例をとりまして、もっと安い職員を雇えばいいじゃないかという議論も中にはあるわけございすけれども、しかし、この百九十三億といふものは、おおむね国としては考慮すべきものといふように私どもは思ふのでございす。これは全部じゃございせん。全部といふことになつてまいりますと、職員の年齢構成等にやはり問題が残ります。残りますけれども、筋としては、これは国が少なくとも反省をすべきものだと思ひます。それは除きまして六百七十億といふものの中には、これは単価、対象の不合理のために出

ておるものでございす。したがつて、地方負担部分、超過した部分についての国庫補助負担金とそれに対応する地方負担分が含まれております。もとよりその中には単価、対象の不備といふものとあわせて若干はプラスアルファといひます。地方団体自身が進んでこれに添加して行なつた仕事も含まれておるわけでございます。したがつて、まあこれの身をどうして分析していくのかといふことが私どもにとつてはこれから課題になるわけでございます。この前の委員会でもございましたが、林委員からも御指摘がございました。私どもは、この六百七十億といふ推計に基づいておおむね五百億程度が是正されるべきものだと思ひます。そのうち大ざつぱに二百五十億程度のは地方において直すべきもの、地方財源として付与すべきもの、二百五十億程度のは国庫補助負担金そのものにおいて是正すべきものだとい

う考へ方に立つて、実は四十年年度の予算折衝に当たつたわけでございます。結果的には直つておるものもあり直つていないものもある、こういう現状であります。

それからなお、競馬競輪等の収入でございすけれども、たとえば宝くじみたいなものになつてまいりますと、これは浮動購買力の吸収という観点から見ますならば、若干競馬競輪と色彩を異にいたしますが、競馬や競輪等につきましましては、私どもも決して望ましいものとは思つておりません。また、先般の公営企業調査会でもございしたか、これに基づいて答申もあるわけでございます。で、それに従つて処理しているわけでございますが、何と申しまして、やはり正規の財源に置きかえていくということが先決でございすので、そういう配慮をしながらこれを早く適正な財源に置きかえていくという方向で、いろいろ考へておるわけでございますけれども、御承知のようにここ二、三年経済全体の姿が一時と違ひまして逆調になつてまいつておりますので、なかなかさういう好ましい改革はできませんが、まあ税源の問題を財政的に考へますれば、まず最初に直すべきものは、税外負担を正規の負担に変え、お話のありました公営事業と申しますか、競馬競輪等の収入といふものを正規の財源にかえていくという手続を経ていくべきだと思ひます。思ひますけれども、残念ながら昭和四十年年度におきましては、ともかく既存財源といふものを確保することが精一ぱい、こういうような情勢でございまして、遺憾ながらその辺まで手がつかないといふのが実情でございす。

○加瀬完君 税務局長に伺ひますが、税改正の根本目的は、少なくともその一つは、行政目的を達成させることだと思ひますが、これはこのように了解してよろしうございすね。

○政府委員(細野道一君) 国税地方税一般を通じて、租税の使命はそこにあると思ひます。

○加瀬完君 すると、現在行政の実体といふものを知りませんければ、税改正の合理性といふもの

は浮かんでこないことになりすね。

○政府委員(細郷道一君) ただ、地方につきましても、先ほど来お話が出ておりますように、交付税でありますとか、あるいは補助金、事業の性質によつては起債といったような財源も、それぞれの意味を持っておりまして、地方財政につきましても、行政の内容自体に注意しながらやらなきゃいけないことはもちろん御指摘のとおりでございますけれども、それだけでは足りないのではないかと、こう考えます。

○加瀬完君 根本は行政の実体というものを押えて、その行政の実体の中から、当然地方団体としてやるべきからざるものがあれば、これは別でなければ、当然地方団体としてやらなければならぬ行政実体というものを認めるなら、その行政事業そのものに進み得るような財源をつくらなければなりません、その財源の大半は税ということになりますから、そういう意味合いで税というものを考へて、足りるか足りないか、あるいはそれを交付税でまかなうか地方税でまかなうかということを考へなければならぬものだろうと、まあ形式的に言えば私は言えると思うのです。

そこで、地方税の改正が何回か行なわれたわけでございますが、どうも私はその行政実体というものを確実に運動可能にするガソリン的な役目をするような裏づけをする税制の改正というものが、あまり密着性をもって行なわれてきたとは思われないわけです。といいますのは、一々例をおぼしめてもいいのです。ここに文部省が昭和三十三年にわが国の教育水準というのをお出しになりました。これによりますと、行政費に占める公教育費の比率は、三十年は二・九％、それが三十二年には二・三％、三十五年には二・一・四％となりまして、三十六年は二・一・五％、三十七年は二・一％と下がっておるわけですね。最近は

比率が落ちていくわけですね。それで、さらに私立学校まで含めてしましました公私立学校の支出項目別の比率を見ますと、このごろ非常に給与が上がつたので教育費がかさむということでございますが、いま申し上げましたとおり、実際は行政費に占める公教育費の比率の割合は下がつてきています。しかも昭和十年を押えましてこの私立学校まで含めて消費的経費の支出では、給与が五七・七％、その他の消費支出が二二・二％、資本的支出が二〇・一％となつておるわけですね。それが三十年になりますと、給与が五二・二％、その他の消費的支出が三二・三％、こういうことになりますね。

三十七年になりますと、給与は五四・二％、それからその他の消費支出は二〇・一％、資本的支出は二〇・五％、給与が高いといふまじけれども、戦前に比較すると、比率の上では低いですね。数字は高いけれども比率は低い。それから、消費的支出の全体から見ても、戦前は七九・九でございまして、三十七年は七三・九、三十七年は七四・三と、必ずしも高くない。それから特にその他の消費的経費というものは、三十年の三二・三から三十五年は二二・九、三十六年は二〇・一、三十七年は二〇・一と切り下げられておるわけですね。給与が上がつた分を消費的経費で落としていくという形ですね。そうすると、これは消費的経費の結局不足分というものが、一般の寄付、税外負担という形で住民にかぶせられておるというところは、この統計からすれば一応うなづけるのではないかと、この統計からすれば一応うなづけるのではないかと思つておるわけですね。さらに教育行政ばかりあげて恐縮ですが、都道府県の児童一人当たり教育費の標準偏差を見ますと、標準偏差が、昭和二十五年は九百八十六円でありましたものが、三十七年は四千二百七十九円と開きが大きくなつておるわけですね。義務教育でありながら、府県によりまして一人当たり経費が非常に違つてきておるわけですね。最高最低の差は三十七年は二万二千八百四十八円という数字になるわけですね。これは最高が四万五千六百三十三円に対して、最低は二万二千三百三十五円。都道府県の小学校児童一人当たり

の経費がこういう形になります。これは行政目的をより達成するための財源が十分に裏づけされておるとはいわれないということにならうと思つておるわけですね。こういう点、一体これは交付税を含めて、地方税の改正あるいは交付税の税率の改定といった場合に、行政水準が最近ではむしろ切り下げられておる、したがって、これを切り下げられなければならないように、一応の水準を上げるためには、まだ税源が地方に今日よりはよけに配分をされなければ、このアンバランスの解消はできないといふように考えられると思つておるわけですが、この点はお認めになりますか。

○政府委員(柴田護君) なかなかむずかしい問題ではないかと思つてございまして申ししますのは、国民の負担を国も地方もひつくるめまして一定の水準に置く、その中で行政水準を向上をしていくということになりますれば、一定のワクの伸びの一定のワクの中で、この経費に重点的に配分していくかということになるかと思つてございまして。ただいま御説明になりました諸統計につきましては、私ももち合せておりましたので、その中身につきましても検討をしてみたいと思つてございまして、ただいま戦前と戦後の問題になつてまいりますが、戦前に占めては教育費というものは地方行政の大宗を占めた経費でありました。戦後におきましても、もちろん大宗を占めておりますけれども、そのほかに、民生、衛生関係の経費というものは、戦前と比較しても問題にならぬほど、御承知かと思つておるわけですが、ふえてまいつておる。したがって、比率からいいますれば、総体的に減つてくる形にならうかと思つておるわけでありまして、それだけをもつて論ずるわけにはいかないのじゃないかと思つておるわけですね。それから標準偏差の問題でございまして、これも統計の基礎になりましたものが、投資的経費を含めておるのか、あるいは単純な正当経費だけなのか、そこら辺のところの問題が実はあるかと思つて拝聴いたしましたわけでございますが、教育費そのものといひましては、私どもの持ち

合はしております統計では、昭和二十五年以来常に増加の一途をたどつておる、減つておるということはおきません。しかし、それをもつて直ちにそれじゃ教育に十分手が尽くされておるといふ証拠にはならぬかと思つておるわけですが、しかし、著しく教育費といふものは増えたとはいふことはならぬのではないかと思つておるわけですね。したがって、一定の規模の中で、国民の負担の中で、どの部分に重点を置くか、また、その部分に重点を置きます場合に、いわゆる管理経費と申しますか、能率的に金を使う、効果的に金を使うという方向を、どういう方法で満足させようとしておるのかということに頭を使つていくことにならざるを得ないのじゃないかと思つておるわけですね。地方交付税におきましても、御承知のようにいろいろ問題が残つておるわけですね。しかしながら、交付税の算定上は、特に義務教育費等につきましても、非常に硬直性の強い地方財政にとつては第一番に配應すべき経費として、常にその充当率と申しますか、基準財政需要額と実経費の比較というものは非常に接近をした、おもにほとんど実経費のものを基準財政需要額で見てもいくという形をとつてきたわけでありまして、もとよりそれによつて税外負担がなくなつておるというわけではございませんので、それは投資的経費の算定のしかたに——従来から当委員会におきましても御指摘になつております。投資的経費の算定方法というところに——基本的欠陥がありますためにそうなつておりますけれども、消費的経費につきましても、交付税の基準財政需要額の算定率というものは、非常に高い形でもつて行なつてきたわけではございません。今後その方針を捨てるような気持ちには毛頭ないわけではございません。しかし、お尋ねの問題は、全体的に見てどこに一体ウェイトを置いていくのかということになるかと思つておるわけでありまして、それはそのときそのときの情勢に応じて重点の方向を変えていくということにしていかなければならぬのじゃないかというように考えておるわけでございます。

ばく然としたしておりまして、お答えになつておりますかどうか危惧するものでございますけれども、全体といたしましてはさように考えております。

○加瀬完君 私、教育費が減つたから環境衛生の費用がふえたとか、あるいはまた教育費は減つたけれども道路とか港湾とか、そういう土木建築の費用がふえたとか、そういう点の財政全体の移動をここで問題にしているわけではないわけでありまして、戦前と比較をいたしましたけれども、戦後にいたしましたも、行政費の中に占める公教育費の比率が三十二年二・三、三十三年二・三、三十四年二・四、三十五年二・四、三十六年二・五、三十七年二・一と、これは比率の上では減つておるわけですよ。減らしたのがいけないという意味ではなくて、減つておるということ、減らさないで済む財源というのが結局不完全だということではないか、こういう意味なんです。そこで、じゃ教育費だけかという、私は教育費だけということにはならないという例をあげてみたいと思うわけです。たとえば最近神奈川とか千葉とかいった県では、住宅公団の進出というものを阻止するといふことが、反対するといふ意思表示を公にしているようでございますが、問題は、結局住宅公団の来るのをなぜ拒むかということになりますと、財政負担の問題だと思つて、住宅公団によって新規事業がふえて、学校なり道路、環境衛生等の仕事というのがふえてくるわけですから、一体この責任は所在市町村の負うべきものなのか、あるいは国の負うべきものなのか、問題があると思うのです。これを財源的には若干考へるとしても、地方に責任の大部分を負わせておられますけれども、この点はいかがですか。妥当だと思ひますか、いまいかなやう方

○政府委員(柴田護君) 住宅公団の問題につきましては、私も承知いたしておりますけれども、これはお話のように財政問題もございまして、同時にまた、住宅公団等、大きな用地がで

ることによりまして生ずる地元市町村の行政上の諸問題というむずかしい問題もあるわけでございます。一つの市町村が行政的にまとまつた形で円満な市町村行政を遂行するという上におきまして、大きな用地がでますことによるいろいろなトラブルといったようなものもあり、その辺のところを全体的に考えた場合に、もう少し計画的に用地というものの造成をしてもえぬだろうか、ただ無計画にやられると地方が困つてしまふというところが、住宅公団に対する、国に対する抗議と申しますか、意思表示というものがあつたのじゃないかというように私も承知いたしておりますわけでございます。何か一つ大きなものができると、それに伴つて地方もいろいろなことをやつていかなきゃならない。それは当然でございますけれども、そのことをつかまえて、これは国の責任だ、地方の責任だといふつらつてみても、あまり實際問題としては、それでどうしようというわけでもないわけでございます。私もどなたもいたしましては、そういう議論の前に、どうしたら計画的にそういう用地というものがうまく地元市町村行政にマッチした形でつづつてくれ、それについて地元も無理なく諸般の設備を整えられ、ということの結果としてまいりますためには、どうしてもそこに計画的な相互の連絡ということが必要ではないか。そういう方面を考えてまいりますと、従来のやり方においてはいろいろ手ばかりがあつたらう。実は私ももしやちゅう住宅公団なり、あるいは建設省当局なりには連絡を密にしてほしいといふことを言つておるわけでございますが、なかなかそれがうまくいかない。ましてや地元になりますと、そこところが全く地元の意思と申しますか、考へ方といたつたやうなものについて意思の疎通が欠けておりました、いろいろトラブルが起つてくるということじゃなかろうか。それは責任問題もありまして、責任問題の前に、国と地元と協力してそういうものを無理なく円滑に果たしていく体制というものを整へることがまず先決じゃなかろうかというように思つておるわけでございます。

○加瀬完君 一体自治省は、税務局でお答えをいただいでけつてございまして、公団住宅ができて五年間なら五年間、十年間なら十年間という期間で、その所在市町村に入つてくる金と、義務的にどうしても出さなければならぬ金と、そのかね合いがどういふ割合になつてゐるか、御調査がございしますか。

○政府委員(細郷道一君) ただいま手元に具体的な数字は持つておりませんが、お答えしますが、この問題は、先ほど財政局長からお答え申し上げましたように、やはり新しい都市づくりの一つの形態として、われわれとしても注目しなければならぬ問題じゃなかろうか、かように考えておるのでございます。大まかにいって、固定資産税収入だけでは、實際問題としてまかなえないだらうと思ひます。と申しますことは、住宅を建てるといっても、住宅は、御承知のように住宅だけで生活ができるものではございませんので、その付随する施設、諸般の都市施設、環境施設が要るわけでございますから、そういうこともまかなうための財源が、固定資産税だけではまかなえないというところは、一般的にいって困難であると思ひます。したがひまして、総合的なもの考へ方に立つた措置が必要だらう、かように考えております。

○加瀬完君 これは某市における事例でございますが、昨年公団住宅が建ちまして、本年度から学校が開校をされました、現在の児童数は五百八十四名、ところがこの四月に入學する一年生は二百三十名、三十九年中に母子手帳を請求した人員は八百九十六人。そうすると、五年後か六年後にはこの八百九十六人が、あまり移動がなければ一年生となつて入つて来るわけですね。五百八十四人の生徒が、六年後には一年生だけでも八百九十六人になるわけですね。いまの学校の構想というものは、この八百九十六人を入れるやうな構想で建てられておらないわけですね。そうなつてくると、これは全部地元で、所在市町村で負担しなければならぬということになるわけですね。断つておきますけれども、住宅公団がきては困ると私は申

上げておるわけではない、来ることをけつておす、けつただけでも、地元の購買力を増すし、発展にもなるわけですからけつておるわけですね。当面、所在市町村としては、学校一つとつても、いまおつちやうに、安い固定資産税だけでこれがまかなえるものではない。当然こういう實際は、一つの社会現象としてこのやうな實際があるのですよ。この實際を見合ふやうな財源措置というものを考へてもらわなければ、町村は動きがつかないということが徐々に起つておきますから、結局公団を誘致しておりました市町村が、むしろ果に押しかけて、果がやむなく公団は来てはまかりならぬという言明をしなければならぬという形になつておるわけですね。けれども、そもその問題は、地方の所在市町村が公団の来るもろの財政条件に耐え得ないということにならうと思つておるわけですね。そこで、重ねて確認したい次第でございますが、これは国の人口政策とか、住宅政策といったものが、所在市町村に寄せられておるわけですね。ですからこういう住宅問題、あるいは社会開発問題で起るところの必要財源というものは、どこかで国が裏づけをしてくれなければならぬのだ、そういう筋のものだと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(柴田護君) そのところは御議論のあることだと思ひます。国の責任が皆無だとは私は申しませんし、国におきましては、その財源手当等につきまして十全の配慮をすべきものだらうと思ひます。實際問題といたしましては、人口急増補正等によりまして、必要な財源の手当を、もう、また、地方債の運用等におきまして、そういう問題をとらえて、可及的に措置をしてまいつておられますけれども、これは率直に申しまして、現在のあり方で十分かといひますれば十分でないと思ひますけれども、いまいかなやう方

す。しかし全部が全部国のみの責任かといえ、そうでもない。やはり地方団体といいたしまして、なすべき点はこれを行なっていくという形で、もって相協力していくべきものだろうというふうに思うわけであります。

○加瀬完君 私は、所在市町村に責任がないというのを申し上げておるのではない。所在市町村に、いまの法律では当然責任があるわけですから、学校も建てなければならぬ、道路も直さなければならぬ、上下水道もつくらなければならぬ、もろもろの責任がございます。しかし、責任を遂行するに当たっては、あまりにも財源がないではないか。少なくとも国も一半の大きな責任があるわけだから、なぜ一体財源の補てんを考えないか。現在交付税の算定等で御配慮があるかと思ひますけれども、交付税だけで新しい財源の措置というものが全然なくて、これらの問題の財源的な解決ができるかということになりますと、私は不可能ではないか。地方税の一部改正を見ましたところで、それによりましてこのような関係市町村の財源がふえてくるという裏づけも何もないわけですね。一体こういうような地方には、特殊な財源を必要とする問題が起こっているのに、そういう問題の解決が何も裏づけられない。税制改正で幾ら進んだって、地方財政全般の改善にはならないのじゃないかという立場で伺っているわけですね。率直に言つて、交付税のほかに——あるいは交付税だけでもけっこうですよ。いまよりも何か財源でも何でも与えて、幾分でも地方の負担を軽くしてやろう、こういうお考えはあるのですか、政府においては。

○政府委員(柴田護君) 結局一挙にいろいろな財源を要するわけですから、その分につきましましては、たとえば一例でございまして、住宅公団におきましては、住宅公団がかわつて学校をつくつてやる、それを分割払いで地方団体が買い取るといったような方途も講ぜられているわけでありまして、しかし、そういうところは、やはり都市づくりを終つてしまつても、大体的にゆるる住宅都市ということになるわけでございます。

ので、あまり所得のある人はおられない。そうすると、そもそも税源があまりないということになるわけでありまして。そうすると、やはりそこには財源調整としての交付税の機能というもので補つて行かざるを得ないだろうと思つておるわけですが、そういう場合に、基準財政需要額の算定上、いまのままではいかにも悪いという問題が起つてくるだろうというふうには私は思つておるわけでありまして。税源をふやしたいというところは、私どもの念願でございまして、税源がないところに幾ら税制を持ってまいりまして、税金がふえるわけでもございせん。また、そういう一種の都市づくりで先行投資的なものを行なう場合に、国として何らかの措置が必要だという問題は、現在、いま申し上げましたような形で住宅公団につきましましては学校等の公共施設を先につくつてあとで買い取つてやるというような形をとつておりましても、いいの悪いの、いまだに安く買ひ取らすという方法があるかないか、あるいはまた、国がそういうものの都市づくりについて別途の援助措置を考へるかという問題につきましましては、なお十分検討に値するものだと考えます。

○加瀬完君 これは住宅公団だけの問題ではない。新産都市だつてやはり同じ問題があると思つておる。そこで、政府が社会開発なんというのを掲げるなら、これは一つの社会開発的な現象ですから、なぜ一体住宅公団で学校なりあるいは環境整備に伴う経費なんかを負担しないのか。その負担は、政府が地方財源を与えられないというならば、住宅公団に何らかの形で補助をしたつていひでしよう、出資金を出したつていひでしよう。社会開発というのを唱へて、社会開発は公団をつくつてやらせる。しかし、実際の社会開発の仕事は全部地方がかかる。これは新産都市でも問題が起つたようですが、新産都市を指定する、しかし、ほんとうの新産都市の完全な整備をするためには、地方が大幅に負担しなければならぬとい

いうことでは、地方が動きがとれなくなる。政府の一つの方針、政策で、現象的に地方にいろいろ問題が出てくるわけですから、当然これは国として考えていただくなければならぬ問題だと思つておるわけ、これはぜひひとつ積極的な方法を講じていただくかなければ、どうにもならない問題になつておるので、お願いしたいと思つておるわけですね。それから国民健康保険の保険税といひますか、保険料といひますか、この問題でも社会保険の拡充のために負担の増加は認めながらも、その財源の補てんというものはあまり現実には考えられておらないというふうに思われるのです。財政計画上の問題ばかり伺つて恐縮ですが、この点はどうですか。

○政府委員(柴田護君) もう何もかも御存じの加瀬先生に申し上げるのは恐縮でございましてけれども、国民健康保険の問題というのは、結局は給付会計について国庫負担金と、それから国民健康保険税といふものでもまかなつておるわけでございますが、これが相とるに必ずしもうまくいっていない。これをどうするかという問題と、あとは事務費の問題、診療会計の問題は、これはむしろ病院に近い関係でございまして、国民健康保険会計という問題とはやや次元を異にすると思つておるわけですね。私も、国民健康保険会計は、一応そのままでまかりして、この会計自身では完全に経理が終局するという方向でものを処理すべきだと考へておりますし、その方向で国庫負担金の合理化、国民健康保険税の合理化、事務費の合理化という三つの問題を指摘して地方団体を指導いたしておりますけれども、御承知のようになかなかうまくいっていないというのが現状でございまして、基本的には国民健康保険そのもののあり方がいまのままではいかにも悪いのかという問題につながるだらうと思つておるわけでも、そうなるわけでもございまして、問題は非常に大きな問題になるわけでございます。現在の国民健康保険のたてまえからいいますならば、やはりいままで申し上げましたような趣旨にのつとて、一つ一つ合理化な

りあるいは健全化といふものの筋を進めていく以外にはないのではなからうかというふうに考へておるわけでありまして。

○加瀬完君 この前にも局長の御説明で、繰り入れ分が九十六億、これは低所得層で保険料が払えない者があつたので赤字が出てくる。したがつて、この赤字に対してこれを埋めるために繰り入れでまかなうという形が九十六億だといふお話があつたわけでございます。この払えない者があつたのは三十八年度と三十九年度と四十年度では、はなはだしい変化があるとは思ひつておるわけですね。たとえば保険料五千円から五千元、三十九年度で払えない者が四十年度になつて六千元、七千元払えないという条件は出てきてはおらないかと思つておる。取れない者があつても取つておつたから払えないという状態が起つた。取れない者がいる現状といふものは、どうも少しも変わりはない。そうであるならば、いまおしやつたように、国民健康保険行政といふものを、そのものを根本的に改めなければならぬと思つておるわけでも、この問題を四十年度ですぐ解決するといふわけにはまいりませんので、国から特別な財源といふものを考へてもらふかどうでなければならぬと思つておる。これは救済的な性格もあるわけですね。単に生命保険に入つたとはわけが違つたので、保険料を払えないから診療しなかつていふという問題ではないわけですね。保険料を払えないという形をとらうとするならば、これは繰り入れ財源といふものがある程度カバーするという方法を、やはり認めざるを得ないと思つておる。今度の税改正で、一体こういう方向に流さなければならぬ繰り入れ財源分といふような問題を、どこでふくらましていこうかといふようなことは考へられておるのでしょうか。

○政府委員(柴田護君) 税務局長からお答えになる前に私からちょっとお答え申し上げますが、私どもは、国民健康保険会計に一般会計から繰り

入れるということ、これは適当じゃないと考

ております。それは、一般の納税者の立場から考
ますれば、職域保険の保険料を払い、同時に、ま
たその払った税金の一部が、国民健康保険会計に
流されていくのだということになります。二重
負担になってしまふ。したがって、社会保険だ
というものはやはり国民健康保険会計の中で完結
してもらわなければならぬ。そのためにいろいろ
制度があるわけですが、おっしゃる通り、国民健康保険が払えない連中に対しては、どうしても完結できないということになります。す
れば、そのためにこそ調整交付金というものがあ
るわけでありまして、調整交付金のあり方とい
うものを再検討すべきだ、それによってまかなえ
るように調整交付金を配分すべきであらう。あた
かもそれは、一般会計におきまして地方交付税の
機能を果たすものでございます。わざわざ調整交
付金というものをつくっておりますのは、その性
質上、一般会計と別のもので、交付税の機能を
調整交付金に持たすということをつくってお
るわけですね。それがなかなかうまくいっておらぬか
ら今日のような状態になっておる。しかしその場
合でも、前提としては、やはり標準保険料とい
うものを考える、あるいは標準給付費と申しますか、
そういうものを算定をして、両者の差額を補てん
していくという方向をとってまいらなければならぬ
ものではないかと思ひますけれども、そこまでは
実はいってない。これを現在のたてま
えを貫きます限りにおいては、そういう方向で合
理化を進めていかなければならぬと思ひます。実
は厚生省とは、そういう方向で基本的な方向は一
致しているわけですが、なかなか実問題として
は、ものが片づかないのが実態でござ
います。私もいろいろといたしましても国民健康保
険会計の問題には、至大の関心を持っておるわけ
でございますけれども、遺憾ながら予算ということ
になってまいりますと、私どもの所管じゃない、
そこが非常にやりにくいところがある苦勞して
おるのが実情でございます。御了承いただきたい

と思ひます。

○政府委員(細郷道一君) 前段は、いま財政局長
からお答えしたとおり国民健康保険事業自体を社
会保険事業として考えるか、社会保険事業として
考えるかというところに問題があるかと思ひま
す。少なくとも現在のたてまは、社会保険のた
てまでものを考えているわけでありまして、た
だ実際問題としていまして、非常に低額所得者
についての負担の問題が起つてまいりますので、
御承知のように現在でも低額所得者に対しては
減免の措置がとられておるわけでありまして、そ
の減免の措置をさらに拡大するかどうかといつたよ
うな問題につきましては、私もまだいまいま真剣
に考えておるところでございます。

○加瀬完君 その前段の、財政局長のおっしゃ
るのとおり運営ができれば何も問題はないわけ
ですね。しかし、事実そういう運営ができない。で
きないにもかかわらず、その法律のたてまのと
おりにやられていくならば、これは診療を閉鎖す
るか、あるいは給付を切り下げるか、いずれかの方
法をとらざるを得ない。そういう市町村の動きも
ないわけではございません。それで、どうしても
しかたがないから、一般財源から繰り入れ分を出
す、こういう形が行なわれております。で、調整
交付金という制度もございまして、それがほん
とくに動けばいいわけですが、それもなか
ないままの運営の状態からすれば財政局長
のおっしゃるような目的は達しておらない。そこ
で心配をするわけなのでございまして、で税務局長
にお答えになりました、それならば低いほうをい
ゆる生活困窮者に対して減免の措置を行なう
ということでございますが、実際は、ごく低い
ところには減免の措置は行なわれても、減免の措置
を必要とする階層でありまして、今度の場合、
これは形式からいえば当然そういう形にならざる
を得ないと言われればそれまでですが、増徴をさ
れますね。この問題をやはり考えてやります
と、結局、保険行政というのとはどこかでスト
ップ、あるいは、ひどいところになると返上する

いう形にならざるを得ないと私は思ふわけ
です。これは、あなたのほうの御担当でもないでござ
いましょうから、一応この問題は、これでとめてお
きます。

そこで、問題になりますのは、中小の所得者の
負担の軽減をはかるということが、今度の税制改
正の中にも、一つのねらいとして出ておるわけ
でございますけれども、中小所得者の負担軽減が地
方税ではかられておるかということになります
と、私は、どうも若干疑問を持たざるを得ない
です。そこで、所得税の減税の影響を、昭和三十
六年の改正で、一応、地方税、住民税に及ば
ないようにならした。この境界線

は、いまもって変更になりません。したがって、
所得税は払わなければならないけれども、住民税は、所得割に
おいても払わなければならないという現象がござ
います。この三十六年のきめられた線というも
のを引き上げる意思はございませんか。

○政府委員(細郷道一君) おっしゃるとおり三十
六年の遮断以来、諸控除等につきましては据え置
きをいたしております。ただ、その間も、住民税
自体をいたしましては、軽減の方向に進んでお
るわけでありまして、この問題は、全体として、軽減
をする場合には、どの部分からこれを軽減してい
くかという問題が具体にあるわけでございます
と、そういう意味で方式の統一といったようなこ
とで、ただし書きの重い負担のほうから、いま軽
減を実施しておる、こういう状態にあるわけであ
ります。そこで、三十九、四十、二九年でま
いった方式の統一が行なわれるわけではござい
まして、その結果を見まして、私も、今度は全体
としての軽減合理化という方向で検討を続けてま
いりたい、かように思つております。

○加瀬完君 所得税を納めない階層、特に標準家
庭の場合ですね、地方税は、標準率でかけてま
います場合、どの程度の負担になりますか。もう
一度申しますと、一応、遮断された階層というも
のがございまして、遮断されて、所得税は納めな
いけれども、地方税を、住民税を納めるといふ階

層がございましょう。その場合、標準——夫婦・
子供三人という家庭であった場合、所得税は納
めなければ、地方税を標準率でかけた場合
は、幾ら納めることになるのか。

○政府委員(細郷道一君) 具体には課税最低限の
問題が作用するわけですが、昭和四十年
について見ますと、給与所得者について見ま
すれば、所得税の課税最低限は、夫婦・子供三人の標準
世帯で五十四万四千二百五十九円、これに対して
市町村民税の給与所得者の四十年に於きま
す最低限は三十四万七千八百八十五円、こういうこと
でございます。

○加瀬完君 これはあとでけつこうですから、五
十四万以下で、たとえば三十四万七千円以上で
ね、四十万の場合、四十五万の場合、五十万の場
合ということ、標準税率の場合には幾ら納める
か、ひとつ資料をいただかしてください。

それから住民税の合理化ということを考えて
いたしまして、三十六年の改正のときにも私は指
摘したわけですが、住民税の所得割は比
例税率というか、比例段階制をとっているわけ
でしょう。ですから、うんと所得の高い者は下が
っておりますね、下がっておりますけれども、あまり上
がりませんね、県民税の場合は、なぜ市町村住民
税と同じように、二段階などという形をとらない
で累進課税方式というのをとれないのですかね。
非常に持てる階層だけが、県民税の所得割に限
ては優遇されているわけですね。これ、合理的とい
われますかね。

○政府委員(細郷道一君) 住民税と所得税は、同
じく所得に対する課税でございます。ただ、やは
りそれぞれの税の性格と申しますか、ねらいとす
るところが違つてございまして、所得税にお
きましては、同じ所得に課税をしながらも所得再
配分的な機能をあわせて持つており、住民税につ
きましては、負担分任的な機能を持つています。
こういうことになってまいりますと、それぞれの性
格から見ますと、住民税のほうが、いわば広く住
民に軽くても負担をしてもらう、所得税は、反対

に高いほうに超過累進的な課税をしてもらう、こういうことでございまして、個々の人にとつての所得に対する税負担は、両税を通じて合わしたものでいわゆる所得の多寡に応じた負担、縦の公平と申しますか、そういう負担をすべきではなからうか、こう考えるわけであります。先般の政府の税制調査会におきましても、この点はずいぶん議論になった点でございしますが、議論の末、やはり方向としてはそういうふうにいくべきである。したがいまして、税制調査会の答申におきましても、現在の市町村民税の超過累進の刻みの段階数は、もう少し国と地方の間の税源配分等の機会を通じて緩和をしていくべきではなからうか、こういうような答申も出ている次第でございします。

○加瀬完君 初めは県民税所得割は比例段階制じゃなかったわけですが、改正前は、改正後二%、四%ですか、という形をとったわけですね。下のほうは非常に上がってしまった場合があるわけですね。上のほうは下がったところもあるわけですね。下がらないにしても、上がり方がきわめて二%階層から比べると弱いところもあるわけですね。で、負担能力のある者は負担分任で応益の原則も一つの筋かもしれませんが、応益の原則というもののは、当然ほかの税金にも全部働いているものは働いたっていいわけですね。ところが県民税の場合二%、四%ですから、高額所得者は非常に軽くなっている。保険税は税じゃありませんとあなたの方おっしゃるけれども、ところが東京都の保険税の改正案を見ると、二十万円以下の所得の者は三八%上がるのですよね、それから四十五万円前後の程度ですと三二%、百万円をこえると二〇%に落ちるのですよ、こういうことで、どうも地方税においては応能性というものが非常に軽視されておりますよ。負担できる階層からあまり金を取らない、負担にたえられない階層にむしろ税金が強くなってくる、その一番最たる悪例は、私は県民税の所得割だと思ふ。これは変える御意思はないわけですね。

分かれる点であらうと思います。一つ一つの税で、その税の持つておりますいろいろな機能を發揮していくのか、あるいは、同じ所得を税源として払われる税であるから、全体としてそれが達成され、かつ国と地方の間に分配がうまく行なわれることがいいのか、現在御承知のように地方税の悩みといたしましては、三千五百の全国の団体に、どういうふうにきめこまかに税源を分配したらいいかという点が、一つの悩みになっているわけでございますので、そういう点とも合わせてこの問題については考えていかなければならないのじゃないかと、かように考えているのでございまして、そういうことを考えてまいりますと、私どもとしましては、将来の方向は、やはりどちらかといえは超過累進的なことは所得税で、そうして住民税のほうは層広く、幅広く負担をしてもらうような体系を取りつつ、両者を通じて負担の合理化をはかってまいる、こういうような考え方で進みたいと、ただいまは考えております。

○加瀬完君 市町村住民税の場合は累進課税です
よね。府県民税の場合だけ特殊の比例段階制をとる必要はないと思う。広くということになると、大衆課税ということにならざるを得ない。

そこで伺いますがね、今度自動車税が変わりますね、変えようとしておりますね。そうすると小型自動車の排気量一リットル以下では六千円ですか、上がるのは。それから一リットル以上一・五リットルでは七千円、一・五リットル以上では八千円上がるわけですね。これは提案理由の説明の中には、中小所得者の負担軽減といっておりますけれども、こういうクラスの車を使っているのは、中小所得者ですよ、みんな。この上がった分がどこかで相殺されて、お前のところ六千円上がるけれども、七千円減税してあるじゃないかというものがございますか。事業税は若干手直しをするようですけれども、この事業税はあとで触れますけれども、負担分任といっても限界線がありますよね、取りやすいところから取れでは、これは税制としては中小所得者を考えているといわれ

ないでしょう。自動車税を上げるならば、これと相殺してどこか下げたところがありますか。

○政府委員(細郷道一君) やはり税でございますので、それぞれの税の目的によつてその負担を考へていかざるを得ないと思います。地方税であるから、どの税もみな負担分任的な税でなければならぬ、あるいはどの税も特定の所得層にはかからないようにしなければならぬというわけでもないわけでありまして、御承知のように自動車税は、自動車という道路を利用する特殊な資産でございます、この資産に対しましての税負担をどう求めていくかというところからスタートいたしておるのでございまして、そうしました場合に、御承知のような現行の自動車税の税率自体が昭和二十九年以来据え置きになっておる、しかもその間に国民の平均的な所得の上がりは二・七倍にもなつておる、こういふような状況のもとにおいての措置をとつたものでございます。その点は御了承いただきたいと思います。

○加瀬完君 所得の上がりといつても、平均です。倒産もたくさんあるでしょう、あるいは物価にあえいでおるのは一リットルから一・五リットル、こんな程度のを車を使って走っている企業者は、むしろこれは物価にあえいでいるほうですよ。困っている階層ですよ。で、業態も不振だということとは、これは内閣統計局の示すとおりです。戦前と戦後というものを無意識に比べることは、それは当を得ませんけれども、戦前と戦後の税負担というのを比べると、いわゆる所得の低いものの税負担というのは、戦後は非常に多くなっているわけです。ですから特に地方税などでは、戦後はいろいろの税ができて、非常に負担が重い。ですから中小所得者の、少なくとも小零細企業と目されるような形の階層の税負担というものを、極度にこれは軽減していくという方法をとらなければ、私は社会政策の上からもまずいと思う。事業税でもそうでございますがね。事業税なんか見込み課税で、えらいことをやっています。青色申告もできないような階層は、これは基

礎額を幾ら引くといっても、もっと所得があるだろうということになれば、どうにもならないとい

う問題もあるわけです。それはあとにいたしますけれども……。物価が上がったから、自動車は自動車でそれは一個の資産としての客体だから、これに税をかけるという方法をとるなら、所得の上がつた階層に、また蒸し返して恐縮ですけれども、なぜ税率を上げるといったような方法を考えないのか。これは今度の税法で一番の問題点にもなりましょうから、私はきょうは概括な問題にとどめますけれども、一体、先ほど言ったように、自動車なら自動車に税金をかけるというのは、かけ方としては形式的には成り立ちますよ。しかし、そうしてかけた一商店の家計状態というものの、あるいは経済状態というものに与える六千円の響きというものは、ほかの税金でどこか若干でも減税というものを施してあれば、自動車にはかけたけれどもこっで引いてあるから、経済上はそう響きが少くないということであれば、これはう

なすけない点もないわけではございませんけれども、これでは取れるから取るという税金のかけ方のような、歯にきぬを着せずに申し上げるならば、私には受け取れるわけです。いい税金の取り方だとは思えない。こんな少額くらい取れる方法は幾らでもあると思う。この問題では、鈴木委員が何か関連して御質問があるそうでございますから、一応私の質問をこちらに譲ります。

○鈴木壽君　ちょっと関連。いまの自動車税の問題でないので、その前の、道府県民税の問題です。がね。いまのような形になったのは、これは何年からでしたか。

○政府委員（細郷道一君）　三十七年でございませう。

○鈴木壽君　三十七年からこうなったんですが、そのときは所得税の一部を道府県税の住民税としていわば移譲した形で、地方財政の面から考えて、いわゆる自己財源といえますか、地方の独立税として、こういうことでやったと思うのです。たしか所得税の二％の減、それを道府県民税

の二%のワケをプラスしてやると、こういう形でできたのがこのいまのやり方だったと思うのです。その点、ちょっと私いま記憶の間違ひがもしあればと思つて一応確かめてから次の質問をいたしたいと思ひます。その点はいかがですか。

○政府委員(細郷道一君) おつしやるとおり所得税から当時の額で二百億だったと思ひますが、二百億の税源を移譲いたしまして、所得税において二百億を減じ、そして県民税において二百億をふやす、そして両方の間の負担を総合的に通じて減税効果があらわれるようにいまもって軽減的な税額控除措置も講じておるわけでございます。またこれによりまして、御承知のように表面的に所得税の最低段階の税率も当時一〇%であつたものが八%に下がつておると、こういったようなことで、両者を通じた調査を行なつたものでございます。

○鈴木壽君 そこで、当時三十七年度から、こういう制度になると、いまの加瀬委員が指摘をした問題はあつたわけなんです。百五十万以下二%、それ以上何%と、こういうやり方に対して、それは所得税と道府県民税を通じて、こういうふうなことになるけれども、実際はいま言つたように、所得税で減らした分をまあいわば移譲という形で、ただその際にそうだからといふ形です。大きな増税になるような形はいけな

というところで、いろいろまあ軽減の措置がとられた。しかし、そのやり方がやはり何としても不合理だと思ふのです。もつと段階を刻むか、そしてもつと超過累進的な率でやるといふ、こういうことをしなければ、道府県民税あるいは住民税の考え方からして私は不合理だと思ふのです。さつきあなたは、市町村民税におけるいわゆる現在の超過累進課税の十三段階に云々といふた点を税調あたりで緩和しなければならぬといふふう

す。また、そうしてはいかぬと思ふのです。これは何といつてもいまの住民税は所得課税です。これは国税の所得税におけるようないわゆる負担の再配分といひますか、所得の再配分といひようなそういう一本やりではないかと思ひます。これはあなたもおつしやつておるうちに、それはありますけれども、これは何といつたつて所得に対する課税、とすれば、私はやはりそれに応じた税の取り方をすべきであるといふふうに通じて思ふのです。もちろんその場合に所得税、道府県民税、市町村民税、この三つを総合的に考へて、いわゆる国民の負担といふことを考へるべきだといふことは、それはあります。ありますけれども、所得に対する一つの課税として行なわれておる、こういうこと

からしますと、これは考え直さなければいけないじゃないかと、私は加瀬委員の指摘されたように思ひます。やっぱりにこれについて、今後このままではいんだ、こういうことなんです。その点……

○政府委員(細郷道一君) まあ先ほどもお答えの中で触れましたように、いろいろ議論のあるところであると思ひます。ただ、地方税の場合には、国税と違ひまして、御承知のように、三千数百の団体になるべくそれぞれの行政需要に応じた税源を与える努力を一方ではしなければいけません。しかも、全団体を通じて、なるべく自主財源の構成割合を高めなければならぬ。一方、国民の、いわゆる納税者の負担も考へていかなければならない。こういったようなことになってまいりますと、それぞれ所得に対する課税であるから、それぞれ別のところで超過累進的なことをやつていくといふことも一つの考へではございますが、どうも現在の日本の産業の分布状態、その他御承知のことばかりでございますが、そういったような状況から見ますと、なかなかそれでは、先ほど申し上げたような観点からの要請を満たしていくことがむずかしいのではなからうかというやうなことも考へたりいたしまして、税制調査会の議論もそういったような観点から答申が出てお

るのでございます。もとより、今後これをどういふふうにして実行に移していくかといふことはなかなか大問題でございます。今後われわれとしてはよく検討してまいりたいと。かように思つております。

○鈴木壽君 まあ関連ですから、あまりやりませんが、税調の答申が出たというの、その中に指摘されておる事項は、住民税における、市町村民税における現在の超過累進の形ですね、これをもつと緩和しなければならぬといふことなんです。だから、さつき申し上げましたように、私はそれはそれなりで考へるべきだと思ふのです。あなたもさつき住民税の性格として広くそれから軽くですか、とおつしやいましたが、実は広くは確かにずつと広げておりますが、重いですよ。軽くはない。問題はここにあるんです。そこで、そういうような意味から言つて、そういう問題も含めて、緩和なりといふことを私は講じていと思ふのです。しかし、道府県民税については、税調では特段に触れておりません。あるいはせんだけれど、昨年の暮れのやつには、はつきりした講ずべきだとか、こういうふうにあるべきだといふふうなことは触れていないはずなんです。その触れていないのは道府県民税の課税のしかた、仕組みを、いま問題にしておるのですが、それをこのま

ま前に申し上げました市町村民税の場合には、私はそれはそれなりでいいと思ふのですが、今後どういふふうに行つていくかといふむずかしい問題はあります。それはいいのですが、道府県民税の場合に、一体これをこのままにしておくのかどうか、こういうことを端的に聞いておるわけなんです。

組んでいったらいいのか、あるいは三税を通じて総合的な負担の合理化をどういふふうに行つていいの、いろいろむずかしい。技術的にもむずかしい問題があるわけでありまして、そういった具体案の作成にあたつては、なお今後慎重な検討を要するであらう、こう考へております。

○鈴木壽君 実は税調が出したこれは、私個人としては特に住民税の考へ方なんかでは、私はこれとは見解が若干違ふのですが、違ふのですが、それは議論の中には道府県民税にあつては、二段階のごく軽度の云々といふ議論がされたとあります。「検討を加えた」とあります。しかし、いわゆる答申としての方向の中には、検討はしたからぬけれども、別に触れないで、「将来、市町村民税については、その性格にもかんがみ現行の税率の累進度は緩和することが望ましい」と考へられる。「十三段階の各説云々」と、こういうふうなことだけで、いまの道府県民税の現行のやり方に対しては、別にどういふ意見はないわけですね、と私は見ます、この答申は。そこで、答申にないのだが、一体これをどうなさるのか、さつきのこれでもいいのかといふ加瀬委員の質問に關連して、今後このままで、答申がないから、これは認められたのだといふやうな形で現行のものをよいと認められたのだから、これをこのままにしておくといふのが、あるいはさらに検討をして変えるといふやうなこともあり得るのか、そこら辺はどうなのか、こういうことでございすけれども、私のお聞きしたいことは。

○政府委員(細郷道一君) 県民税につきましては、今回の答申の中では具体的にどういふとおつしやるとおり書かれておりません。ただ、現在の県民税のいき方については、三十六年の税調の答申の際に、やはりそういった意味のことを言われたのでございす。ただ、ここに今回こういう答申が出ておると、非常にこれを検討するといふことになると、非常にいろいろな問題がございす。そういう意味合いでは、私も慎重に検討を加えてやるべきであらうと、こう考へておるの

であります。

○鈴木壽君 関連ですから、きょうはこれで……。

○委員長(天坊裕彦君) ちょっと速記をやめて。

【速記中止】

○委員長(天坊裕彦君) 速記をつけて。

○前田久吉君 私は第七十五条のボーリング場のことについて質疑をしたいと思うのですが、まず基本的な考えをちょっと伺いたいのですが、ボーリング場を単なる娯楽場と見ておられるのか、スポーツと見ておられるのか。御存じのとおり世界じゅうが一つの規格で、かなり世界でボーリングというものが発達してまいりました。日本も劣らず最近はかなり盛んになってまいりましたが、一面いろいろ見方が異なっている人がありますので、基本的にこの点も伺いたしたいのですが、御存じのとおり、いまボーリングがかなり盛んになってまいりましたので、国の産業といったしましても、もうすでに私が先年アメリカにおつたときにアメリカからかなりボールの引き合いがあり、いわゆる日本から相当輸出されていくというような情勢にも現在なりつつある。御存じのとおりトランジスタとかカラー・テレビというものは、日本でかなりこれは普及されて、とかく言われる方面もあるが、それによって日本の製品というものは世界じゅう至るところにかなりの輸出を今日盛んにしておるといふ例もありまして、日本人の技術をもってすれば、やがてはスポーツとして世界じゅうもつとこれから盛んになってくる。ボーリング場にはかなり日本の製品も入って、国益としても一応考えていかなければならない。ここで、はつきりと性格をひとつ当局に……。単なる娯楽と見ておられるのかどうかという点を一点お伺いしたいのですが。

○政府委員(細郷道一君) ボーリングがスポーツであるか娯楽であるか、これはまあ議論の分かれるところであると思います。ただ、現状におきましては、ここに今回法定をいたします以前において、すでに各府県において、それぞれ議会の議を経ましてボーリング場を娯楽施設利用税の対象に

いたしておるわけでありまして、これを日本のいまの段階におきまして純粋なスポーツと割り切ることは、やはり多少無理があるのではなからうかと私はそう考えておるのでございまして、そうかといつて、全然スポーツ性が低いということは、からだを動かすという意味において確かにあると思うのでございしますが、総合的な判断といえますか、社会通念の上におきまして、やはり本税の対象に現行においてはなつてしまふべきものと、かように考えております。

○委員長(天坊裕彦君) 途中ですが、委員の異動について御報告いたします。

本日付、沢田一精君が辞任され、日高広為君が選任されました。

○前田久吉君 もうすでに知っておられると思うのですが、次のメキシコオリンピック大会には、オリンピック競技種目に加えるということ、かなり話も進んでおるようであります。いまのお考えを、どの観点から見てもスポーツの一環だというお考えに置きかえてもらうことが、まずこの年度の第七十五条の五の問題に大きくかかっていますので、この点ひとつ、もしも認識が娯楽だという認識であれば、少しお考え直しをしていただきたいと私はそう思うのです。

次に伺いたのですが、スケートなんです、スケートがこの税からはずされておるのは、やはりスポーツとしての見方で税からはずされておると、こういうことなんですか。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように、スケートも従前はこの娯楽施設利用税の対象とされておりました。しかし、ちよつと年数は忘れませんが、数年前であります、スケートが非常に一般化され、かつ学校の体育の教科課程などにもこれが選択されるというようなことがかなり広まってきたので、そういった事情、いわば社会通念的な基礎に立ちまして対象からはずしました。

○前田久吉君 現在のボーリングなんです、このボーリングをやる階層というのは、知っておられると思うのですが、おもに若い人々がやる。あるいはまた相当今日では認識が高まってきて、体育の上から見ても、また時間的に見ても適当な運動であるというように認識してきておるので、すが、そういう点をスポーツとしてここで解釈をするというところはどうかでございますか。

○政府委員(細郷道一君) 私もいろいろ関係の方のお話、あるいは御意図を伺っております。関係の方が、これを将来スポーツ、純粋のスポーツというようなものに持っていきたいという御意図のあることも承知いたしております。しかし、先ほども申し上げましたように、どうも現在の段階におきましては、まだ純粋のスポーツと割り切るには早いような感じがいたしておるのでございします。

○日高広為君 ちょっと関連。実は昭和二十七年の九月二日に、体育課長の西田さんという人から、この問題につきまして、ボーリングはスポーツであるというこの推薦状が出ておるので、すよ。このことは御承知であるかないか。

○政府委員(細郷道一君) 前に伺ったことはありますが、文書その他を拝見したことはございせん。

○日高広為君 この推薦状を拝見いたしますと、やはりボーリングはスポーツであるということの文部省の体育課長が推薦状を出しておるので、すよ。これによって昭和二十七年に導入されたときのいきさつを説明されまして、そうして、税法にたいともその基本観念のもとに課税していただきたというところで御相談があったのだらうと思うのです。したがって、そのときのいきさつを御説明をいただきたと思います。

○政府委員(細郷道一君) 文部省からそういうお話のあったことは私ちよつと承知をいたしております。しかし、以前のことでございますので、以前にあるいはあったのかもしませんが、私の知る限りでは、ございません。

○日高広為君 ということは、この体育課長から、こういうような推薦状があったということはお存じないということですか。

○政府委員(細郷道一君) 先般関係の方からお聞きはしたことがございますが、私は文書その他は見えておりませんし、また、関係の文部省からそういうお申し出があったことも承知をいたしておりません。

○前田久吉君 この七十五条の娯楽施設利用税の中に今回第五としてあがつてまいりましたが、税の面で、いままでボーリングの税がどのくらいあがつておりました、これによってどのくらい税をかけられるというお考えか。それを伺いたしたいと思います。

○政府委員(細郷道一君) 各県でそれぞれ条例で課税をいたしておるわけでございしますが、三十八年度の実績をみますと、三十八年度の八月末現在の実績をとつてみますと、十七府県七百九十六万の徴税額は一億七千五百万円、それから三十九年度は同じく八月末で見ても、関係県が二十五府県ございまして、レイン数は二千九百三万、これは年度まだ全部終わっておりませんが、見込み額でございしますが、七億にのぼっております。

○前田久吉君 今度の第七十五条の五で、この利用税というものに入ってきて、税の取り高をどのくらいに踏んでおられるでしょうか。

○政府委員(細郷道一君) 四十年度につきましては、十一億程度と見込んでおります。

○前田久吉君 そうすると、これはかなり増税になるわけでございしますか。

○政府委員(細郷道一君) 先ほどもちよつと三十八年、三十九年の実績を申し上げましたが、それでもおわかりいただけますように、非常にレイン数がふえておるといふことと、同時に、利用者の数が非常にふえてきておるといったような、過去の情勢を見まして明年度の見込みを立てておるような次第でございします。

○前田久吉君 それじゃ増税としては見込んでおられない、こういうことなんですか。

○政府委員(細郷道一君) この税は、御承知のように利用者が利用料金を払う際に税負担をしていくというたてまえになっておりますので、利用者の増加に応じて税収というものは自然増としてあらわれてくるものと考えております。

○前田久吉君 そうすると、スケートと同じようにスポーツとして税の対象からはずさない、こういうことなんですか。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど申し上げましたように、関係者の方の、将来純粋なスポーツ化したというお気持ちは伺っておりますが、いまの段階におきましては、やはり純粋のスポーツとしてこれの対象からはずすというのは、いまの社会常識から見まして適当でない、かように考えておる次第でございます。

○前田久吉君 次に伺いたいのですが、七十五条の三と四に「ばちんこ場及び射的場」「まあじやん場及びたまつき場」というのがございますが、これはどういう税のかけ方でございますか。

○政府委員(細郷道一君) この利用税は、現行法のたてまえは、先ほど申しましたように、利用者に対して利用料金を課税標準として課税するということたてまえをとっております。しかし反面、課税の便宜と申しますか、そういったような考へ、あるいは外形的な施設の数が明らかに増えておるといったような考へから、それとバランスを失しない程度で外形的な課税標準のきめ方ができる、こういうことになっておるわけでございます。したがって、現在ここにあらってあります施設が、すべて利用料金を課税である、あるいは外形であるといったふうな一律的なものは行なわれておりません。施設によっては両方の課税方式がとられ、施設によっては一方の課税方式がとられるといったような仕組みになっております。

○前田久吉君 それでは外形課税と見ていいわけでございますね。外形課税で徴収しておると、現在、それです。三、四は外形課税だと、こう

いうことでよろしゅうございますか。

○政府委員(細郷道一君) ばちんこ場、まあじやん場、たまつき場につきましては、それぞれ外形課税を行なうこととして、その標準的な税額を法律で定めておるわけでございます。

○前田久吉君 そういたしますと、五のボーリング場の場合には、現在はおもなる大都市は外形課税であるし、それからもとのこの発祥がそういう外形課税でやっておった、今日まではそれを今回の第七十五条で利用税と外形課税と並行して行うというふうなお考えのようですが、税の取り方、出し方から見ましてどちらかわからないというところは非常に多いのじゃないかと思うのですが、どういうわけで三と四と同じように、五も外形課税ということではいけないのですか、これは。

○政府委員(細郷道一君) 今回のボーリング場を法定いたしましたのは、先ほど御説明いたしましたように、非常に全国各府県に普及してまいりました、いままででありますれば、それぞれの県の条例でもってこれを定めていくということであつたわけですが、このように普及をしてまいりますれば、いわばはや全国的なものと考へ、今回法定をいたすことにお願いをいたしておるわけでありまして、その課税方法につきましては、三十九年の夏現在、八月末現在で見ましますと、二十五県のうち九県が外形課税の方式によっております。あとの十六県は利用料金を税率の方式によっております。したがって、今回私どもこれを法定するといたしまして、各県の課税方式が、もとよりその間にバランスはとれておると思いますが、いろいろ分かれておるといふ現状からいたしまして、これをいさぐどちらかの課税方式に統一すべきであるということ自体は、私どもとして考えていないのでございます。

○日高広為君 関連して。いまの答弁を聞きますと、あたかも外形課税よりも利用課税のほうが圧倒的だといふふうに聞こえるのですが、誤解がある

といけませんから、なお申し上げますが、たまた私が持っているおたくの資料を拝見いたしました、なるほど地方税だから各県ごとを対象で説明されております。それで二十五県のうち何県か、幾つか利用税率で外形課税は少ないのだという印象を受けますけれども、実際の対象になつていくレーン数でいいますと、これは東京、神奈川、新潟あるいは大阪、兵庫というのがほとんどこれは外形課税なんだから、これはその数というものは逆だと思ふのです。二千九百三十三レーンの中、東京都がすでに一千四十というレーン数は、これは外形課税なんです。しかもこれは大阪を加えますと幾らになるかわかりませんが、ほとんど半数以上が外形課税でやっておられる。こういうふうな私は実際の資料が出ておると思ひます。

○政府委員(細郷道一君) 外形でやっております県の数は少ないのでありますが、その県の所在施設数は、おっしゃるとおり大府県が多くそれをやっておりますので、そのほうが多いでございます。

○前田久吉君 なぜ私こういうボーリング場のことをはつきりさしておきたいかと申しますと、先ほど申しましたように、だんだんボーリング場も社会情勢から見るとスポーツとして発達していくようになる。それによって日本の将来大きな輸出商品としても出ていくべき道があるという今日のときに、現在までの税のケースで順調に発達をしてきておるのに、何も一〇%というものを大衆に税をかけてこの発達をいささかでも押えるということがあつてはならない、こういうことが考へ方の一つ。できるだけ低廉にして、そして時間的に余裕のない人が運動の一つとしてよく利用されるようにしていくということが、先ほど前段に申し上げたように、国内で盛んになつてくれればそれで輸出商品として出ていくという例は、いま日本がおくられて立つたカラーテレビでも、今日日本で実施して、相当な輸出になつておるといふ一例を見てもはつきりしておりますので、そういう観点から、

大衆に税を負わすよりも、できるだけひとつぐ安価にボーリングがやれるという方向から考へてみて、今回の第七十五条の五というものは、従来どおりで外形課税でいいのじゃないか。ばちんこもまあじやんも利用税の中に入つておるけれども、実質は外形課税でやっておる、こういうことなんだから、それでいいのじゃないか、こう思うのですが、どうしてどちらでもいいという複雑なことをされるのか、その点、われわれとしてもちよつとのみ込めないのです。

○政府委員(細郷道一君) この税自体は、先ほど申し上げましたように二つの課税方式が認められております。業者の間にバランスさえとれておれば、それも一つの行き方であるという意味で認められておるわけでございますが、ボーリングにつきましては、先ほど申し上げましたように、現在の実際の府県の実態が、あるものは利用課税の方式をとり、あるものは外形の方式をとっておりますので、私どもとしては、今回単に法定するにとどめて、そういった現状の課税方式をそのまま、どちらにしようということを法律で一方的にきめることは避けていきたい、こう考えておるだけでございます。

○日高広為君 私はこの際一応考へ方を二つの観点から質問してみたいと思ふのですけれども、第一点は、先ほど関連質問で申し上げましたけれども、はたしてボーリングそのものが、これはここに示されておりますところの娯楽施設利用税の対象になるかどうかということについて、いま文部省の体育課長を呼んでおりますから、体育課長が来ましてからこれを推薦したいさきさつを聞いて、スポーツであるかどうかということについては専門家の意見を聞きます。そこで、先ほど質問しました中で、一応私もあつたといふこともさることながら、当時これを課税の対象にされるときに、ボーリング協会の方と自治庁との話し合いがあつたはずであります。昭和二十七年ごろですね。これは私はその当時これに關係しておりませ

んからよく知りませんが、この資料によりますと、その当時は、やはりこれは一応スポーツだから、スケートと同一の課税対象にしようというふうな取り扱い、同一の扱いにしようということで決定されて、これはおたくが決定されたのか、東京都が決定されたかわかりませんが、東京都はこれに基づいて課税されたといういきさつがあります、そういうことに間違いはないですか。

○政府委員(細郷道一君) ちよつと昭和二十七年のことでございますので、先ほど申し上げましたが、私も詳細は承知いたしておりません。ただ、そのころでありますれば、ボーリング場の数も非常にいわば全国まなまなあったと思いますし、それからまた当時はスケートは課税対象になっておりましたので、スケートと同様ということではなかつたと思つておられます。詳細なことは承知いたしておりません。

○日高広為君 その当時はスケートはやはり課税の対象になっておつたんだ。ところがそういうことで、スケートと同じようなみなし課税というものを利用せられて第七十六条を適用されたとは私は解釈する。ところがその後、現在スケートは無税になっているわけですね。したがって、逆に聞きますが、スケートが無税になった時期はいつですか。

○政府委員(細郷道一君) ちよつと詳細な年次は忘れましたが、三十年前後ではなかつたかと思ひます。

○日高広為君 そこで非常に私は問題が出てくると思うのです。このボーリングが最初課税対象になったときのいきさつを考えると、スケートと同一の扱いをするということを東京都はこれを認めまして、これに基づきまして課税されたということ、その当時のボーリング協会と自治庁の話し合ひで了解を得ているわけですね。したがってその当時は、私が言いたいのは、やはりスケートというものとボーリングというものは同じものであるという解釈のもとで、スケートと同一の課税対

象がなされた、これが第一点。ところがその後、昭和三十年に、スケートが無税になっておるわけですよ。したがって、最初ボーリング協会と課税対象の問題で自治庁と話し合ひのあるときに、スケートと同一の取り扱いをするということの話し合ひがあったとすれば、三十年にスケートが無税になったいきさつから考えまして、むしろ、私、その当時三十年に、これは無税であつてしかるべきではなかつたか、こういうような印象を受けるのでありますが、これに対する御意見はどうですか。

○政府委員(細郷道一君) 当時どういふあれがあつたのかわかりませんが、私どものいま手元にございます資料ですと、昭和二十七年の春に、一カ所東京にできておるようでございます。まあ大部分の施設はこの二、三年の状況にございまして、当時スケートとどういふ点で同じような扱いをしたのか、よく調べて見ませんと私も正確なことは申し上げかねますけれども、少なくともスケートがはずされたころのスケート場の全国的普及度は、だいたい当時のボーリング場とは違つたものではなからうかというふうに思ひます。

○日高広為君 ちよつとあなたは主管外のことを想像されるような御答弁なんです、従来のボーリングというものは、たとえ過去にいろいろ批判がありましたが、深夜やるとか、いろいろありましたが、そういう問題を抜きにして、いま課税対象を問題にしておるのだから、これについて、ひとつそういうような印象のある答弁は差し控えていただきまして、私が申し上げておりますのは、あくまでも、こういうような過去のいきさつがあつた。さらに申し上げましょうか。さらに申し上げますと、このボーリング協会の会長というのは、きょうここに前田先生だと思つております、失礼ですけれども……。いまもそうですから、その当時もそうであつたのだという気がするのです。そこで、むしろ前田先生から発言してもらつたほうがいいと思つたのです。やはりいままでのいきさつからも、このボーリング協会そのもの

が、それを裏づける証拠をいたしまして、当時の体育課長の西田泰介氏から推薦状をもらつて、そうしてその推薦状に基づきまして自治庁と折衝し、東京都と折衝した、その結果、スケートと同じような課税にするということが決定された、私はこの資料によりますと思量されるわけですね。したがってそのことの事実、ここでそういう事実であるということだけははっきりしておきたい。それと、三十年にスケートがはずされたというところは、無税になったということは、事実である。この二つだけは事実ですね。

○政府委員(細郷道一君) 前段のほうは、ちよつと私ほんとうに当時関係者でございせんので承知いたしております。

後段のほうは、年数は正確でございせんが、確かに三十一、二年ごろでございましたか、廃止になりました。

○日高広為君 これはもう、しつこいようですけれども、私は与党だからあまりしつこい質問はしたくないのだけれども、当時の局長はだれですか、昭和二十七年の税務局長はだれですか。

○政府委員(細郷道一君) 昭和二十七年でございまして、いま退官した人でございまして。

○日高広為君 名前は何でございまして。

○政府委員(細郷道一君) 後藤博。

○日高広為君 いまどこにいらっしゃいますか。

○政府委員(細郷道一君) ただいま市長会事務局長をしております。

○日高広為君 その方を招喚してその当時のいきさつを聞こうとは思ひませんが、これは非公式な形であとで相談いたしましょう。したがって、私が申し上げたいことは、そういう一つの課税対象というものをきめる場合に、歴史的な段階があるわけですね。したがって、そういう歴史的な段階があつたことだけは、この機会に認識を新たにしたい。次には私が質問する前提として考えていただくべきだと思います。われわれはあくまでも、これがスケートと同一の取り扱いをしたというの、いまこのような形で出ておるわけですから、

今後この問題につきましては、この法案とは別に、今後の対策を講じていただきたいと思います。

○前田久吉君 時間もありませんので、私最後に一つ伺いたいと思ひますが、いま細郷さんのお話で、現在のボーリングはだんだん進んでいって状態が違つてきたという発言がありました、このボーリングは、当初、はたしてスポーツであるか、日本で開設していかどうかということ、かなりもんだいですが、大勢は、スポーツであるから日本に設置していいということ、しかも秩父宮様のラグビー場の一角をさいてボーリング場を設けた。識者全体が、ここから税金をあげようなんということはだれも思つておりません。当時はまだ税金も初めから取つておりません。入れるまではかなり議論をして、いろいろもんだいですが、決したのは、スポーツであるから日本です。決したのは、スポーツであるから日本の土地、秩父宮のラグビー場のあの一帯正面、裏側の正面を、大きな土地をさいてボーリング場にかえた、そういうことで始めて今日までできておるわけでありまして。だんだんボーリング場はいい状態に私は進みつつある、こういう見解であります。ただ一部で、あるいはまた心ない経営者が、たくさんの中で一カ所ぐらゐが、多少問題にされるようなことがあつて、それが何だか広く頭に入つておる。おそらく自治省の皆さんはそういうことにとらわれておるのじゃないか。ほんとうにボーリングに疲れて、夕食でもして……。あるいは一時間でも二時間でもやつて、そして屋の疲れをそこで休んで、ほんとつやつやもたらうたらわかるうことは、一べんひとつやつてもたらうたらわかるのじゃないか。あまり局長さんおやりにならぬのじゃないか、私はそう思うので、その認識ですね、現在のボーリング場が違つてきて、こういう税の対象になってきておるといふ認識を、ひとつこころで考え直してもらいたいことを申し上げて私は終わります。

○日高広為君 そこで、前段の質問終わりました

が、ちよつとあと五分か十分ですから、ひとつお願いいたします。

実は本論に入るわけですが、そういうふうなきさつで決定された課税対象というものが、今回新しく第七十五条の中の第五項の中にボーリング場を挿入されようとしている。そこで、私はこれに対する基本的な考え方をひとつお伺いしたい。あくまでボーリングというものは娯楽施設利用税という立場の中でこれを課税対象とすることが適正であるのか、あるいは第七十六条の、みなし規定によってやるのが適当であるのか、そこらについて局長の御見解を承りたい。

○政府委員(細郷道一君) お尋ねの趣旨は、利用料金課税の方式がよいのか、外形課税方式がよいのかということだろふと思ひますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、将来の方向は別として、現状におきましては、各府県で行なっておりますそれぞれの課税方式に従つて、それぞれできるような道を開いておくべきであらう、こう考へておるのであります。

○日高広為君 法律の趣旨がこういうことであるが、実態においては、各府県がいままでも条例でやつておつたような趣旨でおやりになつても差しつかへはないということですか。

○政府委員(細郷道一君) 各府県は、現在でも課税の方式につきましては、今回改正をいたしておりません部分の課税方式の方法によつて、それぞれ判断をして選択をいたしておつたわけでございします。で、今回ボーリング場を施設として法定をしたというだけで、直ちに課税方式をどちらかに一方的にきめなければならぬというふうには考へていないのでございします。同時に、各府県がそれぞれの方式を現行法のもとにしておりますので、それぞれの方式によれるような道をなすのままで残しておく、こういう考へ方でございします。

○日高広為君 自主性を尊重して考へたいというふうな意向に解釈されるのであるが、そこで、私は自分の意見として申し上げたいのであるが、ここに衆議院の地方行政委員会の貴重な速記録があ

るのです。これは幸か不幸か知りませんが、この意見を発言されましたのは前の自治省の事務次官の奥野さんですよ。この方がこういうようなことを言っているのです。

「今回の法律改正にあつて、ボーリング場を娯楽利用税の対象に追加されて」ということから始まつて、特にこの場合に「経営者を特別徴収義務者としてこれに税の徴収をゆだねられているようなものにつきましては、その協力が得られやすいように考慮を払つていくべきで、そういう考へ方を税務当局者の重要な姿勢と心得ていくべきではなからうか」というように発言されているのです。私はしごく同感なんです。したがつて、私がここで伺ひたいことは、あくまでもこの納税をする人は利用者だけれども、徴税する人は経営者なんですね。したがつて、利用者も納税しやすい、しかも経営者も徴税に協力しやすい態勢をつくるためには、やはり第七十五条と第七十六

条のみなし規定によりまして、いずれかでもいいというところであると思ひます。私は、やはり経営者も利用者も欲するところの課税方法がいいのではなからうかと思ひます。これは、これに対する御意見はどうですか。

○政府委員(細郷道一君) 現在利用料金課税方式と外形標準課税の方式と、二つ認められております。これはやはりそれぞれの特徴と申しますか、いわゆるメリットがあるわけでありまして、利用料金課税の方式によりますれば、利用者がそのつど税負担をしていく、そういう方式によつておりますので、業務の利用の度合いの繁閑に応じて税負担が動いていく、こういう点が一つあるものと、バランスのとれた課税と申しまして、それは事実問題として、今日百人使つたから来月も必ずしも百人というわけではないわけでありまして、その間は実績等を勘案いたしまして外形課税の税率を定めるわけでありますが、その場合には、かりに利用者がそれよりも多くても、あるいはそれより少なくても、常にその額を負担していただく

ということになるのでありますが、反面は、いまお話の中にありましたように、利用者の数が幾人であるかといったようなことについての調査その他の事務というものは、かなり簡素化されてくるというふうな面もございします。で、一体どちらの方式がいいのかというところは議論のあるところでありまして、今回ボーリング場を法定はいたしましたが、先ほど申し上げましたように、現在行なわれております各府県の両方式選択の状況がそのまま生かされるように今回はいたしておるのでございしますが、将来これがいまのままがよろしいのか、どちらの方式かに統一するのがよろしいのかといったようなことについては、なお推移を見て検討していくべきであらう、かように考へております。

○日高広為君 私は、課税するときのあなた方の態度、姿勢ですね、これを奥野さんが言つておられるから、これに対して奥野さんの言われたような姿勢であるべきだということをお考へになるのかどうか、それをお伺ひしているわけなんです。

○政府委員(細郷道一君) そういつた姿勢もわれわれが徴税を行ないます場合の一つの重要な問題点であると思ひます。

○日高広為君 そうしますと、やはりこれは特別徴収義務を経営者が負つてゐるのだから、利用者もそれがいい、しかも特別徴収義務者もそれがいいということであれば、そのような方向で、今後この際に、御検討くださることが一番いいのではなからうか。私が懸念いたしますのは、むしろ逆に、あなたの方のほうは全部利用率にこの機会に改めていくのではなからうかという危険性があるというところを心配される向きがあると思ひます。しかし、私はそれよりも逆に、この際にあくまでも現在東京都がやつてゐるような外形課税とをのをつかんで、それで確実な徴税をされたほうがいいのではなからうか。そういたしますと、利用者も経営者もこれに賛成してゐるのだから、二つ

のほうでどちらでもいいということであるならば、そういう方法のほうは徴税方法としては一番好ましい方法である。したがつて、この際はそれのような方法でこの機会に一つやつていただきたというところを要望しているわけですよ。これに對しましては、一つ後刻大臣の御出席を求めまして、確答を得ることにはいたしたいと思ひますが、そのようなことで処置していただきたいと思ひます。

さらに、現在徴税技術をこういうことに変へることによつて、地方税法のいままでの規定によつて、いままでの法律によつて、地方の情勢できめておつた当時よりも、この徴税額というものが非常にふえてくる、利用者にとつて負担されることにならないように、これはぜひともひとつ処置をしていただきたいということを私は考へておるわけですが、そのためには、先ほど申し上げましたように、やはり現行の東京都がやつてゐるような方法でこれを公共団体としてやつていただきたい、そして全国一律にやつていただきたいということを考へるのであります。これに對しての御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(細郷道一君) 東京都は外形方式を現在としておるわけでございします。しかし、先ほど申し上げましたように、他の県では利用料金課税方式をとつておるわけでございします。これをどちらがいいときめてかかるとは、どうもいまはその時期ではないと私は考へております。したがらいまして、先ほど申し上げましたように、現状のまま両方式が生きてゐるうちに、今回はその部分については手を触れていないと、こういうことでございします。ただ、これが将来におきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、どちらがいいのか、それにはいろいろ考へ方があると思ひます。両方式のやはり長短と申しますか、そういうたものをよく勘案しながら、実態の推移を見た上で判断をすべきものと、かように考へております。

○日高広為君 ただいま私が申し上げましたこと

を、ただあなたがそういうことでおっしゃいますと、今後のわれわれが心配します何というか、具体的なものが出てくるんですよ。私が申し上げておきますのは、あくまでも現在の地方税法でいった場合に、これは都道府県の条例によって徴税しておったんだ、それを法律に変えたこの機

午後一時四十六分開会
○委員長(天坊裕彦君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
地方税法の一部を改正する法律案、昭和四十年
度地方財政計画に関する件を一括議題とし、質疑
を行ないます。
御質疑の方は御発言願います。

治省の方針といたしましては、こういうふうな税法を変えていくのであるが、いままでの方法と地方においては変わらないのだ、しかし、それには東京都がやっている方法が最も好ましいのだというふうな行政指導というものが、私はなされてしかるべきだと思います。その論拠について、私は、さきほどのように、利用率よりも外形課税のほうが最もいいのだという点を申し上げた。これは納税義務者の立場から、あるいは利用者の立場から、あるいはまたボーリング経営者の立場から申し上げた。そこで、この問題につきましては、今後さらに私が言うような方向で考慮していただきたい。

○加瀬完君 午前中自動車税のことについてちょっと触れたわけでございますが、これはいろいろ問題もあらうと思ひまして、こまかい点についてほかの委員からも御質問が出ると思ひますので省きまして次へ進みますが、今度の改正法案で、娯樂施設利用税が、午前中も出ましたが、ボーリング税等新しく法定税の中に入れられたわけでございますが、そこで奢侈遊興のワクにはまるものと、一般の生活上奢侈遊興というワクからはずれるものと、こゝういう區別によつて税をかけるという考え方は自治省においてはございますか。

それと、最後に念を押しておきますが、今後考
えるということであるといたしますれば、今後の
問題といたしましては、スケートと同一の取り扱
いを、昭和二十七年ですか、決定いたしましたと
きのいきさつ、さらにまた、三十年にスケートは
無税となつたいきさつから考えまして、今後考慮
されるものならば、無税の方向に考慮すべきで
あつて、ここで利用率とか、あるいは外形課税と
いうものは断片的な議論にすぎないのであつて、

御承知のように、施設の持つております性質、並びにその利用の実態におきます性質等を判断してきめておるわけでございますが、その場合、判断の基準となりますものは、いわゆる社会通念的に申します娯楽性、それに、ものによっては射幸性の加わっておるものもございまして、奢侈性の加わっておるものもございしますが、共通的な観念で申しますれば、いわゆる娯楽性というものによって判断をしてまいっております。

今後検討するというものは、あくまでもスケートと同一の取り扱いをして、これを無税にしていくなのだという方向で検討されることを要望いたします。

○委員長(天坊裕彦君) 午前中の審査はこの程度にいたしました。午後一時半まで休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

○加瀬完君 私は、質問が悪かったようでございますので、あらためてお伺いをいたしますが、単に娯楽施設利用税だけでなく、税金全般について奢侈遊興にわたるものと、そうではなくて、生活環境上やむを得ないと認定されるものと、こういう二つのものの間に課税についての区別を設けておられるかどうかということです。

○政府委員(細郷道一君) いろいろな個々の税目によつて考え方が多少ずれてまいると思いますが、一般的には、国民生活の実態から見て、奢侈的なもの

の、あるいは遊興性の高いものには課税をするという考え方でやっておるわけでございます。

○加瀬翔君　そこで、また自動車税に返ります。が、たとえば四人以上の小型自動車、主としてこれは自家用の、しかも荷物運搬用あるいは事実業務といえますか、商売用に使うというものの対する課税というものと、それが生活上必ずしもそれが必要れば営業ができないといったようなものではない、まあ一般乗用車等に対する課税のしかたと、あるいはもっと広くして、先ほど出しましたけれども、ゴルフとか、ボーリングとか、パチンコとか、こういうものは生活上やらなければならぬというものではないわけですね。少なくとも遊興の部類に属するものです。こういうものに対する税のかけ方と、私は顕著な違いというものがないと思うんです。こういうように税源が枯渇をしてまいりますれば、そういうところに区別をつけて、奢侈遊興にわたるものにはちょっと税金をよけいかけると、こういう考え方をとてはいけないんですか。そういう考え方が非常に希薄なようですけれども、どういふことですか。

興にわたるものについての税率というものは非常に高める果進の方法をとっていますね。そういう傾向が日本の税には非常に少ないんじゃないかと、思うんですよ。担税能力ということになれば、パチンコやったり、ゴルフをやったりする者は、担税能力はやらない者よりはるわけなんです。特にゴルフなんかについては、これははるかに担税能力の高い者ですよ、やっている階層は。この娯楽施設利用税のほかにゴルフ税というものを取ったらというような意見も一部には起こっているわけですね。しかし、ゴルフに対する娯楽施設利用税というのは、私は必ずしもいまの税が妥当だとは思わないわけです。土地の利用度からいっても、ゴルフ場ができているために非常に土地の発展を阻害しているような場合もあれば、地方財政あるいは地方発展の上から考えれば必ずしもゴルフ場というのはまるまる有利な条件を与えているとはかりは限りませんよ。こういう改正をして、ボーリングに税金を法定をするというならば、娯楽施設利用税としてのゴルフ関係の税というのをもっと引き上げなければという意見は起こらな

○政府委員(細郷道一君) 一般論としては、國民感情としておっしゃるような点があるうと思ひますが、やはり税金でございますので、反面では國民のいろいろな社会生活への影響ということも考へていかなければなりませんし、また、担税力ということも考へなければいけませんし、さらに、徴税上の技術というようなことも考へていかなければならないと思うのでございまして、そういう意味合いにおきまして、非常に遊興的、奢侈的であるからといって、非常に高率な税率によつて税負担を求めるといふようなことも一つの考へ方ではございますが、やはりそのときどきの社会、経済の状態等から判断し、かつは、徴税技術といたつたような面も合わせ考へてこれをきめていくべきものであらうと考へております。

○加瀬完君 外国の例を見ますと、特に物品税なんかは、奢侈遊興にわたるものと生活必需的なものという間には激しく階段をつけて、奢侈遊

かっただんですか。

○政府委員(細郷道一君) ゴルフについては、御承知のように、その利用料金に対するいわゆる利用料金課税というものが技術的に非常にむずかしいのでございまして、御承知のように、どの程度のものが利用料金になるのか、会員のものもございまして、非会員のものもございまして、また、料金の中にもいろいろな種類の名目のものがあったりいたしまして、これも御承知のように、かつては利用料金課税というたてまえをとっておりましたが、どうもその点が徴税の技術面から見ましてもかえってトラブルばかり起こるというようなこともあったりいたしまして、定額にいたしたわけであります。定額にしてからも、その後その率を引き上げをいたし、ただいまは標準で一回四百円、ただ、県におきましてそれぞれのゴルフ場の状況によってそこにグレードを設けて差をつけている。しかし、まあ大体標準は四百円見当に

置かれてるというようなことでありまして、やはりこれにつきまして、やっている階層が単に租税力がありそうだが、これも一般通念としてはよくわかるのでありますが、利用料金課税とのバランスといったようなことも考えてまいりませんといけません。しかし、ただいまの標準税率自体が、これでまもなく適当に処理されていくかどうかについては、私どもも検討する余地があるのではないかと考えております。

○加瀬完君 ゴルフ場が一つですと、それに対する所在市町村の負担というものは相当なものなんです。しかし、市町村には、御承知のように、税は入らない。固定資産税は入りますけれども、その固定資産税も、必ずしも合理的な固定資産税かというところになりますと、問題が残ると思う。県税、まあ府県税としては入りますけれども、これも、いま言ったように、段階があるわけですね。たとえば、この近辺で言うならば、江戸川の川原とか放水路の川原とか、あるいは利根川の川原というところを利用して開かれてるゴルフ場と、りっぱな耕地をつぶしてつくられてるゴルフ場というものは、いまのような違いだけの課税でよろしいかというところも私は問題になると思うんですね。総体的に娯樂施設としてゴルフ場を利用する者に対する税というものは、もっと上げて、私は、担税者に非常に困難が生じてゴルフ場をおやりになる者が激減するという現象はあるわけじゃないか。これをさっぱり改正の方向には作業をしておりませんか。

○政府委員(細郷道一君) ゴルフ場につきましては、地元市町村で、いろいろ住民感情等もあつたりいたしまして、常に意見があるところでございます。いまは、ゴルフ場を利用する競技者からの税金としての娯樂施設利用税を考へる。いま一つは、広大な面積を使つておりますゴルフ場としての固定資産税がやはり問題になってくる。まあ、現行の税体系で申しますと、その二つが住民

感情としていろいろ意見の出るところであらうと思つております。いまお話のありましたゴルフ場を地元市町村との関係で見てもありますと、ゴルフ場の固定資産税というもののついでに検討を加へるべきではないかと実は考へていたものでございます。御承知のように、昨年新評価をいたしまして、ゴルフ場の土地等は、御承知の雑種地になるわけでございますが、全国的に調査をいたしてみますと、大体評価としては六倍くらいになつてゐるものであります。昨今、御承知のような経緯を経て暫定措置としての負担の抑制がはかられておりますけれども、これらの問題も、先般の税制調査会でも、固定資産税については新評価をもとにした税負担を認めるよう早く措置を考へるというようなことでもございましたので、私どももいたしまして、できるだけ早くこれが措置がとれますよう鋭意検討をいたしておる次第でございます。

○加瀬完君 二つお尋ねしますがね。一つは、その評価額というものは、去年の固定資産税の評価がえのときに問題になりました線を確実に守つて、そしてゴルフ場の敷地に限つて評価がえをするということなのかどうかということが一つ。それから、もう一つは、県の娯樂施設利用税、ゴルフ場を利用する娯樂施設利用税に対して、市町村で付加税みたいなものをかけることは許可されるかどうか。

○政府委員(細郷道一君) 第一のほうは、新評価によつて課税することになるかというお尋ねと存じますが、これは新評価を基礎にして課税できるように私も持つていくべきだろつと、こう考へております。ただ、その具体的方法並びにその経過措置等をどういうふうな考へていったらいいかということが目下の検討段階であります。それから第二のほうは、現在はやはりそれぞれ御承知の独立税体系としております。したがうして、形式的な付加税という行き方はできるだけ避けたい、かように考へております。

○加瀬完君 あとのほうですね。付加税という形がとれないということであれば、別の名目で税金をかけることができるかどうか市町村税として娯樂施設を利用する者に対して。法定外課税という形でですね。

○政府委員(細郷道一君) やはり現在は税源をそれぞれ分け合つておりますので、ゴルフ場に対する現在の娯樂施設利用税と同じような課税標準をとり同じような課税対象をとつてやるということにつきましては、私どもとしては、いまのたてまえから賛成いたしかねます。

○加瀬完君 賛否はどうでもいいです。法律的に可能かどうか。

○政府委員(細郷道一君) 法定外普通税は、御承知のように、特定の条件のもとにおいて許されるわけでございます。その場合に、その条件自体はどう見ていくかという中に、御承知のような課税標準を同じくするといふような条件もございまして、したがうして、そういう面から見まして、十分検討すべきものであらうと思ひます。さらに、現行の徴税体系の立て方というもののからの判断も必要であらう、こう考へております。

○加瀬完君 かける対象は同じようなものであつて、ゴルフ税ならゴルフ税というばくとした名前で税金をかけるということになりますれば、どうなりますか。

○政府委員(細郷道一君) それは、やはり具体的にどういう行き方をとるかということによつて判断がなされるべきと思ひますが、一般論としては、先ほど申し上げたような考へ方で行くべきであらうと思つております。

○加瀬完君 そのゴルフ場をおやりになる個々に對して娯樂施設利用税がかかつておるわけですね。それならば、ゴルフ場に対して、あるいはゴルフのクラブに対して一カ月なら一カ月、一年なら一年にそのゴルフ場を利用する総体の人員というものを推定して、それでそのゴルフ・クラブなりゴルフ場といふものか、その法人に税金をかける場合は違法になりますか。

○政府委員(細郷道一君) どうも、税でござい

すので、具体的なことになりませんが、明確なお答えをいたしかねるのでございますが、現在は、ゴルフ場につきましては、利用者からはこういった娯樂施設利用税、これは利用した人の分量に応じてという考へで取つておるわけでございます。そのほかといたしましては、ゴルフ場も法人または人格なき社團——人格なき社團と申しまして、法律上は法人とみなして処置をいたしておりますが、その所得に対しては、それぞれ法人税であるとか、あるいは税割りであるとかいふようなものがかつてあります。さらに、持つております固定資産については、御承知のような税目があるわけでございますので、そういった税源以外の税源がどういふものがあるのか、もし、いまのところで総体としてどうも税負担がゴルフ場には軽いじゃないかというふうなことでありますれば、それぞれの現行税目についての負担の度合いがどうあるかをまず考へ、しかる後にさらにこれ以外の税源があるかどうかを考へるというふうな考へ方の順番で、まことに一般論で恐縮でございますが、そういうものではなからうかと思つております。

○加瀬完君 こういうことは考へられませんか。娯樂施設利用税の、かりに四百円であつたものを七百元に上げて、上がった幅の三百円は所在市町村に還付をする、果がそういう方法をとれば、これは違法になりますか。

○政府委員(細郷道一君) 娯樂施設利用税自体は標準税率をきめておりますから、これを上回る税率をきめることは県の意思であります。さらに、そういうふうな高率の税負担を求めて、その部分を所在の市町村にその県から出る補助金というふうな形でこれを出すこと自体については、法律的にどういふことではないと思ひます。

○加瀬完君 それから、地方財源で一番頼りとするのは道路関係の予算だろつと思つたので、その道路を損傷する最大の加害者はダンブとか砂利トラック。砂利トラックといふものが御承知のとおり多いわけですね。ところが、一番加害者でありま

すダンブなり砂利トラなりに対しては、直接税金を、道路を損傷するからといって、かけるわけにいまのところいかないわけですね。前にはしかし道路損傷負担金ですか——といったような制度がございましたね。そこで、地方で道路損傷負担金というふうなものを、こういう業者が一台について幾らとかけましたら、税法上違法になりますか。

○政府委員(細郷道一君) いま御承知のように、かつてあった道路損傷負担金という制度がなくなられたわけでございますから、その方法によることはできないわけでございますが、おっしゃるようなことは、自動車税としてその部分について特に増率をするというふうなことは考えられるわけでありまして、自動車税につきましても、法律上は標準税率を定めておる。これによってあとは重さ、あるいは定数によってそれぞれ条例で税率をきめておりますので、一定の重さ以上のものにつきましては特に高い税率を刻むというところは法律上も可能でございますし、現にトン数による差をつけておるわけでございます。ただおっしゃるように、それが自動車税ということになってまいりますと、定置場の所在府県に課税権があるという現在の課税技術上の問題になっておりますので、自分の家の前を通るダンブにかけたからといって、はたして自分の市町村に落ちるかどうかとといったような技術上の問題がございます。したがって、確かにおっしゃるように、住民感情として、煙ばかり立てていく、ほこりばかり立てていくというところに対して、何とかならないかという声は、よく地元の市町村から聞くわけでございます。そういうことも、確かに地元の市町村の感じとしてはもっともではないかというふうに思っておりますが、さてそれなら、一体どうしたらいいかということになりますと、なかなか思い悩むところがありまして、いまのような事例についてはそういうことにならうかと思っております。

○加瀬完君 道路損傷負担金はそのものずばりはかけられませんが、道路の損傷について負担の責任を負わせることは法律上可能ですね、いまの法律でも。これは、道路法ですか何かで可能なはずだと思ふんですが。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように、道路法によって、「道路管理者は、道路に関する工事に因って著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。」という規定はあるわけでございます。したがって、これを活用すれば、法令上は道があるわけでございますが、御承知のように、これも利益を受ける限度とかいうような判定その他もなかなかむずかしい問題がございますので、現在やっているところはちよつと私聞いておりません。

○加瀬完君 やつてはおらないようです、私も調べてみたら。しかし、たとえば、川砂を運ぶ、川砂利を運ぶということになりまして、県道や国道に出る前に、その市町村道が非常にダンブでこわされるわけですね。これは、いまおっしゃるような負担をさせる法律的な根拠はございませんから、全部市町村で特になければならない。しかしながら、その業者は「著しく利益を受け」ているわけですね。少くもその道路を通らなければ砂の価値、砂利の価値は出てこないわけですから、そういう場合、全然負担の責任をその業者が負わないというところであつては、その業者のための道路の改修ばかりに道路費の何分の一かをつき込むという形になります。補修費の何分の一をつき込むということになりますと、該当の市町村は非常に困っているわけですね。そこで、具体的にそういう場合に、あの道路法の何条かにございましたような場合は、もう一度道路損傷負担金というものをかけてもいいという、こういう法律改正をなさる御意思はございませんか。

○政府委員(柴田護君) 道路損傷負担金制度を廃止いたします場合に、いろいろ議論がありまして、私どもといたしましては、損傷負担金制度の廃止につきましては、あの当時必ずしも無条件賛成という形ではなかったわけでございます。しかし、いろいろ、負担の合理化という観点からこういう制度はむしろやめて、それぞれ道路財源を充実に、必要なものは全部出してやっていく、こういう方向でいこうではないか、こういったようなことから、結果的には道路負担金制度がなくなつてしまつた。そして、現在はこういうふうな形の、特に何か事業をやります場合に、それによって非常に利益を受けたところに対して負担させるという受益者負担金制度だけが残っております。現在揮発油税を取りましたりしておりますが、これもやはりこれと関連があるわけでございます。したがって、いままたそのような制度を考えると、これは、現在のところ考えておりません。

○加瀬完君 それでは具体的に、はなはだしく損傷される道路に対する補修費というの、財源はどこに求めたらいいのですか。そういう道路があるからといって、特別交付税が出るわけでもありませんし、交付税の算定が、道路の損傷度合いとか、あるいは自動車の交通の頻度というもののによつてきまるわけでもないでしょう。過重負担をしなければならぬわけですね、そういう道路を持ち、業者の通行を許しております市町村は。

○政府委員(柴田護君) 道路そのものに道路の補修費や建設費を突っ込むという——そういうものに必要なのは、いわゆる目的財源を含めまして、基準財政需要額を通じて厚く見て、現に道路五カ年計画に基づきますものにつきましては、一〇%算入いたしてきておるわけでございます。それで、形の上では、一応交付税の算定を通じて必要な額は見ていくということになっております。しかし、具体的に、いまおっしゃるやうに、いろいろ問題がないことはございません。したがって、本来の問題からいいますならば、やはり目的財源というものの府県、市町村、国と、この三者間の再配分という問題がこの問題を片づける手がかりだろうと思ふのでございます。私どもといたしましては、長年こういう目的財源の再配分ということをやかましく言ってきたのでござい

ますが、まだいろいろな事情がございまして実現いたしておりません。しかし問題は、そういう問題が起つてまいりますと、やはり市町村に對する目的財源というものの配分が十分でない、そこに原因があるだろうと思ふのでございまして。そういう問題はそういう方向で考えていって片づけるべきものじゃないかというふうに実は考えておるわけでございます。

○加瀬完君 自動車税を上げたつて、これは市町村の財源にはならないですね。で、交付税の算定基準は、一体普通の市町村道に六トン以上のトラックが一日にどのくらい走ることを予定しているんですか。道路を損傷するほど走るといふ予想はしておらないんですか。ところが、一日に千台以上六トン以上のトラックが走るといふたし、道路はまたないんです。でも、もたない道路を補修するように道路の単位費用なりあるいは単位費用の積算なりというものはなされておらないでしょう。何か特別財源がなければならぬわけですね、こういう点は税制改正の上でもあまり考えておらない。かつてのやうに損傷負担金も取れないということになると、町村は非常に困る。

○政府委員(柴田護君) もう問題点そのものにつきましては御指摘のとおりでございます。したがって、また市町村に何らかの意味合いにおける目的財源という問題を問題にしてきておるわけでございますけれども、国と地方との税源の配分の問題がからむのでなかなかこれが急速に運ばれないというのが、率直に申しまして、実情でございます。具体的にはそういう問題がございまして、一般には道路につきましては税収の道を閉ざしておるわけでございますが、市町村道等につきましては、むしろある程度積極的に考えて、また、普通交付税の算定で不合理のありますものについては特別交付税を配分いたしました場合に考慮するといったようなことで今日までやってきておるわけでございます。しかし、これを、もちろんこういう方法でいいかといふことは、問題があるこ

とは承知いたしております。しかし、その問題は、やはり目的税源の再配分というような方向で片づけるべきものだろうというふうに考えておるわけでございます。

○加瀬完君 また、もとへ返りますけれども、ゴルフ場の固定資産に課税をする場合、ゴルフ場の近傍地の評価額ということが基準になりますか、明年度以降。

○政府委員(細郷道一君) ゴルフ場のいわゆる土地の評価につきましては、もちろん近傍地のものも基準になるわけでございます。御承知のように、ゴルフ場の地目等がいろいろございまして、いろいろございまして、地目に応じた類地の評価をしていくというのがたてまえでございます。

○加瀬完君 記憶が私にはつきりしないわけですが、結局、取得した価格と造成費を勘案して、あわせて近傍地の価格というものを参考にしてきまるということになるわけでしょうか。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど申し上げましたように、土地については近傍地ですから、最初のときの取得の価格が、両方という程度になっておったかという問題があると思ひますが、お尋ねのように、かりに、そこも当初一円である、いまは二万円になっておるといふことであれば、二万円をもとにして評価をすべきものと考えております。

○加瀬完君 それはよくわかりました。そういうように行なわれておらなければ、各市町村は、いま局長さんがおっしゃったような基準で税をかけるにしてもいいわけですね。はるかに低いのですよ、いまのゴルフ場に対する固定資産税の評価といふのは。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように、昨年行ないました評価がえによりまして、いわゆる時価に非常に近づいたと思はれるのであります。したがって、ゴルフ場だけでございますけれども、ゴルフ場とか遊園地とか、いろいろのものを通して、いわゆる雑種地のなものを通しての評価は、三十八年、三十九年は、評価は全国的に見ますと六倍くらいに上がっております。したがって、

固定資産税本来の姿からいへば、その六倍の評価額をもとにした税負担を求めるべきでありまして、御承知のような昨年暫定措置をいたしておりますので、従前の税額の二割を頭打ちとする税負担を求めておりますので、その点で現実の税負担がそのとおりになっていないことは御承知のとおりでありまして、それらの点の恒久的な措置について、先ほど申し上げたように、なるべく早く案を考えたといふ、こう考えております。

て、それを中心にやりますけれども、山林原野の場合は違うんじゃないですか。その近傍の価格に非常に高いところがありますと、それがね返ってくるということになりませんか。

○政府委員(細郷道一君) 山林につきましても考え方と同じでございます。したがって、いま申し上げましたように、山林といひましても、その地勢もございまして、あるいは土の質もございまして、あるいは林産物の通路と申しますか、搬出の状況、そういったものがいろいろ要件があるわけでございますが、そういうような要件を通じまして状況の似たようなところに幾つかを分類して、それぞれのうちで標準的なものをきめてその地区内の価格を比準してきめる、こういう考え方でございます。

○加瀬完君 原野もですか。

○政府委員(細郷道一君) 原野も同様でございます。

○加瀬完君 そうではないのではないのでしょうか。たとえば、原野なら原野、山林なら山林の間に宅地なら宅地、将来宅地にするといふことで高い価格で買われて、具体的に言うならば、反十万円のところが反百万円という価格で買われると、そういう地域が何か所かできると、それが影響してくるということにならないでしょうか。固定資産税の評価の上です。法律のままでいくと影響するでしょう。

○政府委員(細郷道一君) 一般的なお話は先ほど申し上げたわけですが、お尋ねの点は、あるいはその介在宅地的と申しますか、宅地に隣接してわずかな山林がある、あるいは山林の中に宅地があるといったような、こういう場合かと思ひます。そういう場合でございますれば、やはり近傍の価格というものを参考にしなければならぬと考えています。ただ、御承知のように、評価自体は、一月一日現在の現況の地目を基礎に評価をいたしますので、所有者の将来の意図までは推測をすることが困難でございます。したがって、所有者本人の意図とは多少違った意味での評価という

て、固定資産税本来の姿からいへば、その六倍の評価額をもとにした税負担を求めるべきでありまして、御承知のような昨年暫定措置をいたしておりますので、従前の税額の二割を頭打ちとする税負担を求めておりますので、その点で現実の税負担がそのとおりになっていないことは御承知のとおりでありまして、それらの点の恒久的な措置について、先ほど申し上げたように、なるべく早く案を考えたといふ、こう考えております。

○加瀬完君 田畑は、標準の畑というのをきめて、それを中心にやりますけれども、山林原野の場合は違うんじゃないですか。その近傍の価格に非常に高いところがありますと、それがね返ってくるということになりませんか。

○政府委員(細郷道一君) 山林につきましても考え方と同じでございます。したがって、いま申し上げましたように、山林といひましても、その地勢もございまして、あるいは土の質もございまして、あるいは林産物の通路と申しますか、搬出の状況、そういったものがいろいろ要件があるわけでございますが、そういうような要件を通じまして状況の似たようなところに幾つかを分類して、それぞれのうちで標準的なものをきめてその地区内の価格を比準してきめる、こういう考え方でございます。

ようなことが、個々のケースとしては、あり得るかと思ひますけれども、現行の評価のたてまえは、一月一日現在の現況によつてやつております。

○加瀬完君 こう了解していいですか。たとえば、山林なら山林の経営というものをやっていたという意思があれば、まわりの近傍類地が高い評価をされても、その影響は受けないと解釈していいですか。山林業なら山林業というものを進めていくという意思がはつきりしておつて、その所有地であるということがわかれば、その山林はまわりのね返りは受けて、固定資産税は従来のとおり山林としての固定資産税だけでよろしいということになりますか。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど申し上げましたように、評価日現在の現況によつて、外形的にこれを判断してまいりますので、本人の意思で山林の一部を買つて、これを将来宅地にしようといった場合におきましても、現在は、一月一日現在の現況が山林でございまして、やはり山林として評価をする、こういうことでございします。

○加瀬完君 逆なんです。ここに一帯の山林地帯がございましてね、それがたとえば不動産屋なんかが入りましていろいろ買いあさりをして、三分の二なら三分の二というものを、反十万のものを百万という価格で買いあさつて、宅地造成計画のもとに買いあさつて、高い土地代金を払つておる。こういう中で、わしは売らない、どこまでも山の経営をしていくのだという方がありまして、百万円で事実売買してまわりの価格が百万円に上がったという事であれば、これは評価は百万円というのを抑えて評価した方がいいわけになるでしょう。そういう場合、おまえは、あくまでも山林の経営をしようとして持つてゐる山林だから、まわりが百万円でも、おまえのところは十万円で評価をするという保証はないではないか。この保証というものがございせんか、まわりにうちが建つたりなんかして、山林の中に宅地造成ができてしまひますと、山林の形態を保有するとい

うことが、これはなかなか困難になるのじゃないかと、そういう心配があるわけです。

○政府委員(細郷道一君) あくまでも現況によつてやるわけでございますので、なかなかその事情を知つた、個々人の意図どおりの用途に応じた評価といふことはむづかしいと思ひます。山林を買ひまして、一月一日が山林であれば山林として評価をされるであらうでしょうが、その年じゅうに造成されて宅地になれば、翌年はこれを宅地として評価をしていく、こういうことでございまして、最初から宅地にもなつていないのに、あれはどうもあの男は宅地にこれをしたいようだからといつて、宅地で評価するといふようなことではないわけでありまして。ただ、考え方はそういうふうになつておりますが、現実の評価に当たります場合には、なかなか今度は逆に客観的にこれをつかまえることがむづかしい場合もあるかと思ひます。

この地帯は一帯に将来宅地化をしていくであらう、だれが見ても宅地としてこれを将来持つていくのだらうといふような中に、一人だけが、おれはこれは山林でいくのだと、こういうふうなことがかりにあらうといふたしまして、本人のその将来も山林に末長く存続をしていくといふような意図は考慮されずに、むしろ近傍の状況によつてこれを判断をしていくということにならうと思ひます。

○加瀬完君 山林が適切でなければ、原野を買つて雑地みたいにして放置しておく。しかし、まわりは全部家が建つちやつて宅地評価で坪何万円という価格に上騰した。しかし、その中の一角は原野の形で投げ出されてゐる。そういう原野や雑地という評価、やつぱり現状主義で雑地として評価をするということですか。

○政府委員(細郷道一君) その宅地と原野のままに残つておるものとの状況によつて、やはり具体的に判断をせざるを得ないと思ひます。大部分はまわりが全部宅地になつてしまつて、まん中に一部原野として残つておりまして、それがもう宅地のまん中におけるいわば空地のような形になつ

ておれば、これはやはりその近傍、その近辺の概況から判断しまして、宅地成りの評価をしてまいらうといふふうにすべきであらうと考えております。

○加瀬完君 そうすると、山林もやつぱり同じことになりませんか。まわりが開発されていけば、どんなに本人の意思が、山林業をやつていたいと思つて山林を残したいと言つたところで、現況がこれは当然開発をされるべきだといふ認定を下されれば、やはり山林としての扱いは受けられない場合も将来ございしますね。たとえば、町村が都市計画を進めると、都市計画に個人が反対をして、山林として残しておくのだとがんばつても、結局山林として残しておく扱いを受けさせないような方法も講じようとするれば講じられないことはないわけですね。

○政府委員(細郷道一君) ただ、その場合に、全体その周辺が宅地化して、その残つております山林部分の広さと申しますか、その位置と申しますか、そういうふうな状況もあわせて考えないといけませんと思ひます。したがらして、問題は、やはり具体的な問題として考えざるを得ないと思ひますが、原則は先ほど申し上げたやうなことでございしますが、その間動きつづける状況のものとの近所におきましては、いま申し上げるやうなその近所におきまして大勢によつてものを判断していかなければならぬと、かように考えます。

○加瀬完君 大勢ということとは、結局、現状の成り行き主義ということにもなりかねないわけですね。そういう形になると、大都市近傍の農家というものは、ほとんど田にしても、畑にしても、いま言つたやうな原野、雑地、山林等にしても、これは一応田畑を確実に保証されるとしても、他のものはどうも山林原野という顔面とおりに固定資産税を進めるといふわけにはいかななくなつてくる、傾向としては、そういう成り行きにならざるを得ないと思ひます。

こまかいことを省きまして、もう来年度、まあ四十一年度、四十二年度ということになりますと、農地に対する評価がえといつたやうな問題も出てくると思ひますので、農地を固定資産税の評価がえによつて固定資産税の非常なね上がりが起こらないように御配慮がいただけるものなのか、どうなのか、それだけを伺ひたい。

○政府委員(細郷道一君) 農地につきましては、今回の暫定措置におきまして、従前の税負担を越えない、いわゆる打ちどめをいたしておるわけでありまして。将来の恒久措置についてこれをどうするかといふことは、今後の検討問題になるわけでありまして、われわれも、現在とつておりますやうな措置も頭に入れたながら、検討を続けてまいりたい、かように考えます。

○加瀬完君 その暫定措置というものが、暫定でございしますけれども、その暫定措置を講じた性格といふものは、将来も生かされなければならぬ面が相当あると思つたので、暫定措置だから、二年なら二年、三年なら三年の経過が終われば、物の値段も上がったんだから、農地だつて売れば高いんだから、固定資産税を一挙に上げる、こういう方法はもとよりにはならないと了解してよろしうございしますね。

○政府委員(細郷道一君) 昨年農地については据え置き、暫定措置をとりましたのは、一つには評価によります上昇の割合が、御承知のやうに、他の宅地等に比べて非常に違つておるわけでございます。田について申しますれば三割三分、畑は三割、これに反しまして宅地は、全国を平均いたしましたも六倍余にのほつております。こういうやうな評価上の実態をも考慮に入れますと、宅地等につき二割増、農地は据え置き、こういうふうにしたわけでございます。したがらして、今後これをどういふふう恒久的に持つていくかといふ場合には、やはりこの評価の状況を——いま申し上げましたのは全国の平均値でございします——これを個々の、あるいは個々の市町村ごとにこつた問題を見て趨勢を判断しなければならぬ、かように考えておるのでございまして、そういう意味合いにおいて、将来農地については

必ず特別な扱いをするというところまでまだ考えがきまつておるわけではございません。十分検討したいと考えております。

○加瀬完君 それから、この地方の税収、あるいは広く財源が少くないといわれているときです。租税特別措置法の適用をされる地方はね返り分について幅を狭めるとか、あるいは、そのままだけに適用されている面では、そのものは、なさいましたけれども、この点については、今度の税改正の場合何かお考えは、ごくふうはなかつたのですか。

○政府委員(細郷道一君) 一般的に国税にとられております特別措置を地方税でそのまま受けとめていくか、あるいは、そのまま受け流していくかというところにきまつては、御承知のような考え方があられるわけではございます。個々の特別措置の内容によるわけではございますが、今回はそういう意味合いにおいて、国税における影響を遮断するというような意味では、一つは法人税割りの遮断、それから一つは配当所得に対する源泉徴収制度の排除といったようなものがあげられております。

○加瀬完君 もっと大幅に財源をふやす意味において、自治省として考えていらつしやる点はほかにないですか。その程度ですか。もっと整理をしてもらいたい問題点というのはいまありませんか。

○政府委員(細郷道一君) 個々の税目につき、個々の特別措置について具体的に検討をすべき問題だと考えておりますが、税目によりましては、特別措置があがれば排除すべきものではないと考えるものもございまして、今後われわれといたしまして、個々の税目についてそれを検討してまいりたいと思つております。ただ、たとえば住民税のようなものにつきましても、従来は法人税と同じような非課税法人の定め方をしておるといったようなこともございまして、最近におきましては、必ずしも住民税でそのまゝには受けとめないで、いろいろということによる整理も多少、非

常に微温的ではございますが、やつておる面もございまして。また、事業税におきまして非課税事業の整理等もかねてから言われておる問題でございまして、私どももそういう考え方を捨てておるわけではございませんで、今後も努力すべきであらうと思つております。

○加瀬完君 具体的に取上げられた問題はどんなものがあるのですか。

○政府委員(細郷道一君) 本年度の改正にあたりましては、先ほど申されたようなものについてであります。何ぶんにもこういつた特別措置を排除するといふ考え方は問題ないものであります。これを具体的にやるにあつては、まず一つの考えとしては、少なくとも新たにできるものについてこれを排除していくというような考え方もあるものでございまして、そういう考えをまずやっていくということが先決ではなからうか。次いで税目の性質に依じた非課税あるいは特別措置の整理にだんだんと手をつけていくべきであらう、こう考えております。

○加瀬完君 一挙に、免税になつてゐるものをもとの姿に直すといふことは無理としても、免税を減税に、減税の率をさらに薄めるといふ形がもう少しふさわしくないものでしょうか。状況が違つてゐるわけですからね。高度成長で非常に三税がふえて、その当然の結果として交付税が非常にふえてゐる、地方財政にとつての見通しも明るいといふときなら、こういうものをこのままに据え置くといふことも考えられます。しかしながら、軽四輪車まで税金を上げなければならぬといふときに、当然取れるはずのものを野放しに免税にして置く、あるいは非常に優遇された率で減税をしておくと、手はないでしよう。自治省全体としてもっと検討されていい時期じゃないですか。国税の減税や免税といふものをそのまま地方にはね返らして、地方の財政を貧困にしておくと、これは、二分の一、国の責任でもありますよね。問題になつた点じゃなくて、問題にしなければならぬ点といふものはないです

か、もっと。

○政府委員(細郷道一君) 現在あります特別措置あるいは非課税といふものには、それぞれの一つの税制上の理由があつて、かつて設けられたものでございまして。かつ、相当沿革を持つております。したがつて、これが改廃ということにつきましても、御指摘のとおり、非常な努力の要る問題であらうと思つております。ただこの場合に、たとえば国税で行なつておる特別措置を地方税で排除をする。従来もよく議論になつておりましたが、法人税あるいは所得税になつてゐるものを事業税で排除をする。これも一つの考え方ではございますが、同時に、それにはそれなりの今度徴収上の問題、納税者との問題、こういつたようなことも実は考えていく必要があると思つたのであります。たとえば事業税におきまして、海外輸出用のものについて、輸出特別控除は従来排除をいたしておりました。それでは準備金も積み立て金もみな排除していったらどうか、償却も全部排除してはどうか、こういつたような考え方も出るわけではあります。そういういたしました場合には、今度は納税者のほうの側から言いますと、国税と地方税で非常に扱いが違つてしまふ。たいへんな手数をかけるわけではございまして、償却一つにいたしましても、全施設の帳簿を全部二通り持たなければならぬといふような問題もございまして。したがつて、私どもも、こういつたものをできるだけ整理して地方税の性格に合ったものに持つていくべきである、こういうふうな考えでおるものでございまして、半面では、そういう面もあわせて考えていかなければならぬというふうなむづかしいところにあるわけではございまして、それらの点もあわせて考え、今後検討すべきであらうと思つております。

○加瀬完君 徴税技術といふものの前に、税の合理性といふものもやはり考えなきゃならないと思ふんです。国税は五十四万まで免税だと、地方税、住民税ならば三十四万から取る。あるいは百万以上のものは、東京都の保険税によりまして二

○%だけしか上がらないけれども、二十万以下の所得のものは三八%も上がる、こういう不合理があるわけですね。しかしながら、保険税のたてまえから、当然負担分でこれは取らなきゃならぬんだ、こういう御主張をなさつておるわけですね。そうであるならば、しかも取れないものから取ろうとするので赤字がたかさん出て、その繰り入れだけでも九十六億もかかるといふ状態、しかしながら財源的には別に解決の方法がない。そういうときに払える能力があつて、租税特別措置といふものを講じた時とは時と場合も変りまして、条件も変わりますし、そういう目的も検討をしていい時期にもなつてゐるわけですね。しかし、きめられたものだから、相変わらず租税特別措置法はそのまゝやる。そうすると、いま二十万円以下で三八%も上げられる、極端なことになりますけれども、保険税の人と、もうかつておつても租税特別措置法でさらに税金を免除されておる人と、極端な二つを対象とした場合、一体税の公平なり負担の公平なりといふものはどこにもないじゃないですか。もっと軽くしてやらなきゃならないのは重い税金がかかってくる、負担能力のあるものには相変わらず免税が続けられてゐる。減税が続けられてゐるといふことでは、これはおかしいじゃないですか。形式的なことですけれども、私どもは考えざるを得ないです。なかなかこれ手をつけない。国のほうで手をつけないと言ふならば、地方のほうの財源関係でも手をつけてもらわなければならぬ形がつかないのじゃないか。三十七年あたりは千六百億くらいでしよう。三十九年は二千億をこえるでしよう。二千三百億くらいになるんじゃないですか。租税特別措置法による減免額が、減免額がだんだん縮んできたというならばいいけれども、減免額が伸びてゐるんですよ。倒産するのは中小企業で、減免額をたつぷりいただいてゐるほうは必ずしも倒産のほうじゃないわけですね。所得の伸びてゐるほうは減税とか免税とか、倒産をしかねまじきものは自動車にも税金がかかる、保険税が上がるでは、これではちよつと公

平の原則が成り立たないじゃないかと思うんです。自治省だけではおやりにならないにしても、地方税に影響する分だけでも遮断することは考えられませんか。これやれば、こんな恨まれ恨まれ小さい税金をいじっている必要ありませんよ。賛成をしてくださいます。

○政府委員(細郷道一君) いろいろお考えを伺ったわけでございまして、私ももういっぺん特別措置を地方税の面で、地方税独自のものは別としてしまして、国税にそのまゝ右へならえの特別措置についてはわれわれも整理をしていく方向に努力をすべきであるという事は、常々身につまされて実は考えておる問題でございまして、(そのとおりのやりなさいよ)と呼ぶ者あり)問題は、それをどういうふうな、どういふ時期にその問題をやっていくべきかという点でございまして、それらの問題につきましては、よくお話の点も勘案して今後努力をしてまいりたいと、かように思っております。

○鈴木壽君 ちよつと関連して。

いまの局長のおっしゃった前段のおことばで、常々考えているのだし、身につまされて、こういうふうなお話ですが、それを私は強ひやるべきだと思ふんですね。これはいま始まった問題じゃないですよ、ほんとうを言えば、私は、やはり地方税のあり方としてこれは何と考へたって不合理さから、そういう面では、これはいま加瀬委員から御指摘があったように、いまこれ一挙に全部はずしてしまえとか、なくしてしまえと言つても、これはなかなかないへんなことです。しかし、今回あなたが努力したのかどうかわかりませんが、配当所得のそれはね返りを遮断してやつたと、これは大いに、あなたの方の努力といふべきか、あるいはこの考え方に対して、賛意を表し、近來のヒツトだと思ふのだ。そういうことを今回一つやりましたか、こういうことをもつと進めていかなきゃいけないと思ふのですよね。それは徴税のめんどろなところ、技術的な困難さ、そういう

ことはあるにしても、それはそれとしてこれは考へなければいけないことで、これは私は、税そのものからして、地方税そのものからして、あくまでもこれは政策的なもので、国の政策として、それをもう一つもろではないと、こうおつしやるのだが、言つてみれば、もろにかぶるようなそんな税というものは、私は許されたいと思ふのです。ただ、こう一々項目を見ますと、あつていい、残していいものもありまして、これは、ですから、そういうものを私どももむちやくちやに全部はずしてしまえ、そんなことを言うのじゃないけれども、しかし、これを逐次といったようなことでは、いつまでたつてもこれは手がつかぬでしょう、具体的には、今年少しやり手がつかぬ、その少しの前進をもつと私大きく前進させるようにしなければいけないと思ふのです。国税の五百七十七億とあなたの方の資料で出ていますね。まあ、かりに百億が百五十億でもやつてごらんない。五分の一でもいいのです。その次にまた三分の一やるといふようなことでやつて、一〇〇%というこ

とじゃないけれども、やはりこういう非課税特別措置のね返りというものを合理的に整理しなければいけないと思ふのです。私は、そういう意味で、そういうふうにお考えになつていられるようでありまして、さてむづかしいとか、順次にということになりまして、まことに心細いと思ふのです。やはり、自治省は、地方のそういう税源の確保という単なるうたいことばだけじゃなしに、地方税のたてまえからしても断固戦わなければいけないのです。これは、税調だつてあれでしよう基本問題調査会ではつきり言つていますね。特別措置なんか、これなんかだめだとはつきり言つておるんですよ。それから、地方税のね返りというのとはつきり言つておるんですよ。それこそ、何も税調の答申そのままにくたつていい場合もあると思ふますが、これはだれが考へたつて、一部のこういうものに関係する以外の者はみんなこういうような措置は悪法だと思つておるのです。これはあなたよりなさいよ、

勇氣を持つていかれますか。

○政府委員(細郷道一君) いろいろ激励をいたして感激をいたしておりますが、ただ、お配りいたしました特別措置による減収額、額として相当のぼつておりますが、この中でやはりいろいろ考へ方の順番もあらうと思ひます。たとえば、固定資産税あるいは電気ガス税といったような地方税独自の面での特別措置につきましては、必ずしもこの特別措置はいけなくと断言し得るかどうかというところになりますと、おそらくそれぞれの税の性格からしまして、許容さるべきものがかなりあると思つております。しかし、半面では所得に対する課税としての住民税、あるいは事業税等におきまして、特別が行なわれておるその中でも、たとえば準備金であるとか、あるいは積み立て金であるとかいうようなものは、むしろこれは、やはり産業発展という意味で、地方団体が必ずしも拒否をしなげやならぬものかというところ、これも議論のあるところだと思つております。われわれが、この表の中でも、これはいろいろ見方にも御意見があらうかと思ひますが、一番何とかしたいなあと思つておられますものはたとえば、事業税におきまして非課税であるとか、あるいは米穀所得の特例非課税であるとか、こういったようなものは、確かに税制上も議論になるし、われわれとしても、将来やはりこれについては努力を積まなければならぬ。事実、税制調査会におきまして、毎年繰り返されて実は議論がなされておるものであります。現実には、まだそこまで到達してないといふような状況にあるのでございまして、一がいに、金額のみですべていかぬといふほど私どもも、実は考へをはつきりきめておるわけじゃございませぬ。個々に処理をすべきであらうと、先ほど来申し上げておるのとおりであります。

○鈴木壽君 私も、何もこの金額が、たとえば国税の租税特別措置法による地方税の減収見込み額五百七十七億円そのまゝ、すぐ、かりに半分やれと言つたところで、考へ方として例示的に言つたことなんであつて、全部はずしてしまえとも、あ

るいは全部あるやつを半分ずつにしちゃえとも言つておるわけじゃない。

それから、地方税による非課税措置ですね、事業税あるいは電気ガス税、これだつて理由のあるものもあるし、必ずしもそうじゃない、こういうものもあるといふことで、必ずしも不当なものばかりだとは思つていません。そのまゝにしておいていいものもあると思ふのですが、しかし、大筋においては、これは、私はおかしなものだと思つておるのです。だから、むちやくちやに五百七十七億、それから六百九十七億全部、これをなくしてしまえとか来年は一挙に半分にしまえとかいうことを私は言つておるのじゃないかと、特にひどいようなおかしなやつは、ほとんどはずしていきうような、そういう前向きな姿勢というものがなければいけないのじゃないか。何年かかかるかわかりません。何年かかかるかわかりませんが、私は、しかし、何年かかるにしても、こういうものを一歩一歩やつていく、こういうかまえてないといふ何年問題になつておつていつまでたつても解決がつかない、こういうことは私はうまくないと思ふのです。そういう意味で、数字を私あげましたけれども、必ずしも私、数字そのまゝ、この何分の一とか、全部とかというのを言つておるのじゃないのです。おやりになるのでしょうか。どうです。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど来申し上げておりますような考へ方、今後も努力をしてまいりたい、かように考へております。

○加瀬完君 最後に遊興飲食税について、この改正案の中で規定つけておられませんけれども、どう考へておりますか。

○政府委員(細郷道一君) 遊興飲食税につきましては、免税点でありますとか、あるいは基礎控除あるいは税率、徴収証制度自体いろいろ問題が指摘されております。ただ私どもとしてはその中でそれぞれについて考へをきめていくべきものでございまして、一がい、それをもつてこの税の将来をきめてしまふといふことは、非常に

適當でない、こう考えておるのでございます。ただ具体的な問題といたしましては、先ほど申し上げたような免税点あるいは税率というものをどうするかということについて、おそらくお尋ねであるうかと思うのでありますが、それらにつきましては、本年度もいろいろ議論もあり、検討もいたしたわけでございますが、明年度におきます財政の状況も考え、かつはただいまの免税点、基礎控除等の設定後のいまの額になった後の変化等を考えまして、今回は見送りをいたしまして、将来にわたってこれについての検討をしよう、こういうことにいたしましたのでございます。

○加瀬完君 飲食税というものは、やはり残しておくお考えですか。遊興飲食税と一口に言うけれども、結局遊興の部類じゃなくて、飲食だけの目的で消費をした場合の税金をかけるという問題、どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のような税の名前になっておりますが、飲食だからいいというにしても、問題は、飲食の形態にあると思ひますし、その分量にあると思ひるのでございまして、その形態によって負担の求め方を変えておるといのがいまのやり方であり、また、その分量を価格の面でこれをとらえていつているのが、いまの行き方であるわけでございまして。そういう意味合いにおいては、やはり免税点とか税率とかいうような問題をどう考えるかというところに帰着すると思ひます。だんだんと国民生活の発展向上に応じて、こういうものも将来検討していかなきゃならぬと、かように考えております。

○加瀬完君 それから、その税のかけ方ですね、いつも問題になるのは、女の人のばらばらだね、カウンターのこつちなら税金がかからないとか、カウンターを越えて向こうへ行ったら税金がかかるとかいうようなことが、たびたび問題になったわけなんですけれども、ああいふ分け方なんかについては、どう考えますか。

○政府委員(細郷道一君) 以前は、そういったサービスの形態によって、場所的区分の課税をい

たしておりましたが、御承知のように、二三年前から、消費金額による負担のかけ方というふうになりましたわけで、これは、その意味においては、改善になっておるものと考えております。

○加瀬完君 芸者の花代の税が問題になったことがあるんですね。芸者の花代は、税は下がっちゃった。飲食税はあの上は上がったのです。いすれにしても、これは、徴収のしかたでも非常に不合理な点がございますね。これは大体見込み課税でしょう、かけ方が。そうですよ。確実に一人一人から取って、一定の金額を越えて、いわゆる料理飲食税は、これだけしか上がりませんでしたという形で納められるものじゃありませんね。大体このうち幾らという見込みをつけて割り当てられるわけですよ。そういうかけ方なんかにも、非常に問題があるのじゃございませんか。非常に遊興にわたる面はともかくとして、料理飲食という一般の概念で考えられる面は、みんなはずしてしまふわけにいかぬですか。

○政府委員(細郷道一君) こういう種類の消費行為に対する課税でございまして、この税自体が非常にむずかしい面を持つていっていると思ひます。その点は、この税がどういふ姿になろうとも、いわば本質的に申しますか、ついて回る問題でございまして、現状が悪い面がある、あるいは、その辺が適正に行なわれていないということ自体は、私も残念ながら認めざるを得ません。完べきになることを望んでおるのでございしますが、必ずしも完べきにならない。それだけに、それは逆に言えば、納税者である消費者のいわば納税感情にあまり違反しないと申しますか、違反ということとはばは変ですが、それに反しないということは、国民生活の度合いに応じた税負担を求めているかどうかというところがやはりこの税ができるだけ完べきに近づくための要件だろうと考えております。そういう意味合いにおきましては、先ほど来お話をありましたような免税点であるとか、基礎控除であるとか税率であるとかいったような問題を、やはり時代の進展に応じて検討していくべき

であらう、かように考えております。

○委員長(天坊裕彦君) 両件に対する本日の審査はこの程度にいたしまして、次回は、明二十六日金曜日、午前十時に開会し、地方税法の一部を改正する法律案についての参考人の出席を求めております。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時十二分散会

昭和四十年四月二日印刷

昭和四十年四月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局